

官報

平成二十八年四月五日

○第百九十回 衆議院會議録 第二十二号

平成二十八年四月五日(火曜日)

議事日程 第十三号

平成二十八年四月五日

午後一時開議

第一 総合法律支援法の一部を改正する法律案
(第百八十九回国会、内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 総合法律支援法の一部を改正する法律案(第百八十九回国会、内閣提出)

環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件及び環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

○議長(大島理森君) この際、御紹介申し上げます。

ただいまヘルマン・クリスト・オーストリア共和国国會議員団团长御一行が外交官傍聴席にお見えになっておりますので、諸君とともに心から歓迎申し上げます。

〔起立、拍手〕

日程第一 総合法律支援法の一部を改正する法律案(第百八十九回国会、内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、総合法律支援法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長葉梨康弘君。

総合法律支援法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔葉梨康弘君登壇〕

○葉梨康弘君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、法的援助を要する者の多様化に、より的確に対応するため、日本司法支援センターの業務につき、認知機能が十分でない者、大規模災害の被災者及びストーカー等被害者に対する法律相談援助の充実等を図る等の措置を講じようとするものであります。

本案は、第百八十九回国会に提出され、継続審査に付されていたものであります。

今国会では、去る一月四日本委員会に付託され、三月三十日岩城法務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、同日質疑を終局しました。

四月一日、本案に対し、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の有効期限が延長されたことに伴い、必要な技術的な修正を加えることとする修正案が自由民主党及び公明党の共同提案で提出され、趣旨の説明を聴取しました。

採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案は全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件及び環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(大島理森君) この際、環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件及び内閣提出、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案について、趣旨の説明を順次求めます。外務大臣岸田文雄君。

〔国務大臣岸田文雄君登壇〕

○国務大臣(岸田文雄君) ただいま議題となりました環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

政府は、平成二十五年七月から、この協定の交渉に参加しました。その結果、本年二月四日にニュージーランドのオークランドにおいて、十二カ国の代表者によりこの協定の署名が行われた次第であります。

この協定は、物品及びサービスの貿易並びに投資の自由化及び円滑化を進めるとともに、知的財産、電子商取引、国有企業、環境等幅広い分野で新たなルールを構築するための法的枠組みについて定めるものであります。

具体的には、市場アクセスに関し、我が国については、農産品の重要五品目を中心に関税撤廃の例外を数多く確保しつつ、我が国の輸出を支える工業製品については、十一カ国全体で九・九％の品目の関税撤廃を実現いたします。

また、原産地規則、税関手続、ビジネス関係者の滞在、知的財産、電子商取引等に関するルールの整備等により、中小企業を含めた日本企業の海外展開を促進するものであります。

この協定の締結により、アジア太平洋地域に自由で公正な一つの経済圏が形成され、世界のGDP

平成二十八年四月五日 衆議院會議録第二十二号

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案についての石原国務大臣の趣旨説明 環太平洋
 パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件外一案の趣旨説明に対する吉川貴盛君の質疑

Pの約四割と約八億人の人口から成る巨大市場がつくり出されます。

また、多様な企業、産業間の連携やイノベーションが促進され、我が国を含めたアジア太平洋地域全体の生産性が向上することが期待されます。

さらに、この協定には、経済的利益を超えた、長期的な戦略上の大きな意義があります。

我が国の同盟国である米国を初め、価値を共有する国・地域とともに二十一世紀にふさわしい新たな自由、公正で開かれた国際経済システムをつくり上げていくことにより、アジア太平洋地域の国々との関係が一層緊密化し、ひいてはこの地域の平和と安定に大きく寄与するという戦略的価値を有するものです。

以上が、この協定の締結について承認を求めるの件の趣旨でございます。(拍手)

○議長(大島理森君) 国務大臣石原伸晃君。

(国務大臣石原伸晃君登壇)

○国務大臣(石原伸晃君) ただいま議題となりました環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、環太平洋パートナーシップ協定を締結し、これを実施するため、必要な関係法律の規定の整備を総合的、一体的に行うものであります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、関税暫定措置法等を改正し、原産地手続及びセーフガードに係る手続等の規定の整備を行うこととしております。

第二に、知的財産の適切な保護を図るため、著作権法等を改正し、著作物等の保護期間の延長等の規定の整備を行うこととしております。

第三に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律を改正し、外国に

ある登録認証機関の監督等の規定の整備を行うこととしております。

第四に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を改正し、競争上の問題を合意により解決するための制度に関する規定の整備を行うこととしております。

第五に、畜産物の価格安定に関する法律等を改正し、牛、豚の生産者に係る経営安定を図るための規定の整備等を行うこととしております。

第六に、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律を改正し、国際約束により諸外国と相互に農林水産物等の地理的表示を保護できる規定の整備を行うこととしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件及び環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明に

対する質疑

○議長(大島理森君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。吉川貴盛君。

(吉川貴盛君登壇)

○吉川貴盛君 自由民主党の吉川貴盛です。

ただいま議題となりました環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件及び環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案について、自由民主党を代表して質問をいたします。(拍手)

自由貿易の推進は、我が国の通商政策の柱です。経済連携に関しては、国益に即して、メリツトの大きなものは積極的に推進するとともに、こ

れによつて影響を受ける分野については必要な国境措置を維持し、かつ万全な国内経済・地域対策を講じる、このことは我が党の一貫した立場であります。

こうした中、TPPについては、我が党が政権与党に復帰し第二次安倍政権が成立して間もない二〇一三年二月に、安倍総理がオバマ大統領との日米首脳会談に臨み、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することは求められないことなどを確認し、総理は、国家百年の計であるとして、TPP交渉への参加を決断いたしました。

このような決断に至るまでには熟慮に熟慮を重ね、考え抜いた末の決断であったと思っております。

総理はこのときどのような思いでTPP交渉に参加すると決断をしたのか、まずは伺いをいたします。

我が国は二〇一三年七月からTPP交渉に参加をいたしました。その後、二年三月月にわたつて、十二カ国の間で国益をかけた厳しい交渉を積み重ね、昨年十月、アトランタで開催された閣僚会合で大筋合意に至り、本年二月にニュージーランドで署名がなされました。

多数国間の経済交渉をまとめることがいかに困難であるかは、WTOのドーハ・ラウンドの現状を見ても明らかですが、アジア太平洋地域で、それぞれ特徴がある十二カ国が一つの経済圏をつくるという目標のもとに合意に至ったことは、それ自体に大きな意味があると考えます。

国益をかけた厳しい交渉の結果、十二カ国で合意し署名したTPP協定は、我が国にとって、そしてアジア太平洋地域にとつて、どのような意義があり、メリツトをもたらすと総理はお考えでしょうか。

TPP交渉に当たっては、我が党は累次の決議を行い、国益がしっかりと守られる、結果として我が国の繁栄につながる交渉を政府に対して求め

てきたところであります。衆議院及び参議院両院の農林水産委員会では、交渉参加に当たつて決議を行い、農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となることなどを強く求めてきたところであります。

そして、政府は、党の決議、国会の決議を後ろ盾にして粘り強く交渉を行い、守るべきは守り、攻めるべきは攻め、政府・与党一体となつて交渉に臨んだ結果、合意に至つたものと認識をしております。

交渉が大筋合意に至つた後、我が党も政府も、結果について丁寧な説明を積極的に行つてまいりましたが、現場からは、将来への不安の声、厳しい御意見を頂戴します。豊かな日本の食をつくり出しているのは現場の生産者です。そして、生産者の方々が営々と続けてきた農林水産業が、中山間地域を含む美しく活力ある地域をつくり上げてまいりました。これらの地域をこれからも守つていかなければなりません。

そこで、総理にお尋ねいたします。TPP協定については、衆議院及び参議院両院の農林水産委員会決議に掲げられている、農林水産物の重要五品目を初め実現を図るべき項目について、政府として実現できた認識をしております。政府として実現できた認識を伺います。

今回の交渉を通じて、政府は守るべきは守るという姿勢を貫いたわけですが、最後にはアメリカの圧力に譲歩するのではないかと心配している国民も多いと思います。現に、アメリカ国内では、一部の業界団体が日本の国内対策について批判しているとの報道もあります。アメリカ政府が、議会の承認手続をスムーズに進めようとすることを目的として、他国の国内対策について見直しを要求し、制度を変更させるのではないかと不安視する声もあります。

TPP協定に関連する国内手続については、立法措置が不十分、あるいは不満であるとして、他

国から追加的立法措置を求められたり、我が国に不利な内容の見直しや解釈を文書で約束することを求められるのではないかと懸念もあります。

そこで、お伺いします。

今回提出されたT P P整備法案は、私どもは必要かつ十分な内容であると考えておりますが、一部の人が懸念しているように、今国会で整備法案が成立した後で、よもや他国から修正、追加などの要求がなされることは想定されないと考えますが、石原大臣から明確な答弁を求めます。

T P Pに関しては、交渉中から秘密主義だとの批判がありましたが、私自身、何度も現地に出かけ、政府対策本部が現地でも丁寧な説明会を開催している状況を目の当たりにしており、政府としても、諸制約の中で最大限国民への情報提供に努力されてきたと認識をしております。

大筋合意後も、どの国よりも早く合意内容の全貌を公表し、与党と一体となつて、全国各地で農林漁業者、中小企業の方々を含む多くの国民の皆さんへ説明に努めてこられました。

交渉参加の際の条件があつて、交渉途中の情報を出すことに制約があることは承知をいたしております。外交交渉ですから、全てを話せるわけではないことは当然であります。その上で、合意内容に関しては、この国会で丁寧な説明を行うことが必要であると考えますが、石原大臣の見解をお聞きいたします。

T P Pは、我が国にとって大きな飛躍のチャンスであります。国民の不安、懸念にしっかりと寄り添いつつ、このチャンスを最大に生かす政策を全力で展開すべきであり、我が党としても、この審議を通じ国民の皆様の理解が深まるよう努力を尽くします。

野党の皆さんにおかれましても、より充実した審議とすべく、建設的な議論をされることを心からお願いいたします。私の質問を終わります。ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 吉川貴盛議員にお答えをいたします。

T P P交渉への参加の決断についてお尋ねがありました。

政権交代前の二〇一二年、T P Pにより太平洋が一つの巨大な経済圏になるうとしていました。米国とE U、そして韓国も、互いの貿易の自由化に取り組んでいました。日本だけが内向きになつてしまつたら、成長の可能性はなく、優秀な人材も集まらないと考えました。

一方で、日本には息をのむほど美しい田園風景、国民皆保険制度を基礎とした社会保障制度などがあります。T P P交渉の参加に当たっては、こうした世界に誇るべき日本の国柄が守られないのではないかと懸念もありました。

二〇一二年の衆議院選挙で、私たち自由民主党は、聖域なき関税撤廃を前提とする限り、T P P交渉参加に反対すると明確にするとともに、国民皆保険制度を守るなど五つの判断基準を掲げました。

政権発足後間もない二〇一三年二月、私はこの国民との約束を守るため、訪米してオバマ大統領と会談し、T P Pは聖域なき関税撤廃を前提としないことを直接確認しました。例外なき関税撤廃を目指して始まつていたT P P交渉に後から参加しても、交渉によつて国益を守る道を切り開くことができました。

さまざまな意見を伺いました。熟慮の末、最終的には、米国の初め普遍的価値を共有している国々とアジア太平洋地域における新たなルールをつくり上げていくことは、日本の国益となるだけでなく、必ずや世界に繁栄をもたらすものであると確信して、T P P交渉への参加を決断したものであります。

T P Pの意義についてお尋ねがありました。T P Pは、消費者の生活を豊かにします。参加

国間の貿易障壁は激減し、域内のさまざまな商品を安く、手軽に、安心して手に入れることができるようになります。

T P Pは、八億人市場、世界の四割経済圏を生み出し、G D P十四兆円の押し上げ効果が持続します。日本国内の人口減少を乗り越えて日本経済が中長期的に力強く成長していく基礎となります。

関税が撤廃、削減されるだけではありません。新しいルールが自由で公正な競争を促し、イノベーションを促進します。全く新しいビジネスも生まれてきます。独自の技術や地方の特産品で果敢に海外市場に挑戦する人々が大いに活躍できます。国内にいながらにしての海外展開も容易になります。T P Pを契機に工場を日本に戻すことを検討しているという動きも見られます。海外からの直接投資も拡大します。

T P Pは、品質が高く、海外で人気の高まつている日本の農産物に新たな巨大市場をもたらします。多くの国で農産物の関税がなくなるだけでなく、地理的表示が保護されます。地域の特産品づくりに込めた手間暇が真つ当に評価されるようになります。これは、農業者の皆さんがブランド化や大規模化で国際競争力をつけ、海外に販路を開拓する絶好のチャンスです。

今後、このようなメリットを生かし、T P Pを我が国の成長戦略の切り札としてまいります。国会決議との関係についてお尋ねがありました。

T P P交渉においては、重要五品目を中心に、関税撤廃の例外をしつかり確保し、関税割り当てやセーフガード等の措置を獲得しました。

それでもなお残る農業者の方々の不安を受け止め、昨年十一月、総合的なT P P関連政策大綱を決定し、緊急に実施すべき対策に必要な経費を補正予算に計上しました。重要品目が確実に再生産可能となるよう、交渉で獲得した措置とあわせ

て、引き続き万全の措置を講じていきます。交渉結果が国会決議にかなつたものかどうかは、最終的に国会で御審議いただくこととなりますが、政府としては、国会決議の趣旨に沿うものと評価していただけたと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣石原伸晃君登壇〕

○国務大臣(石原伸晃君) 整備法案の成立の後に他国から修正等の要求がなされることはないのかというお尋ねがございました。

環太平洋パートナーシップ協定、いわゆるT P P協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律は、T P P協定を実施するために必要不可欠なものと、一体的に行うものでございます。T P P協定に規定する義務を履行するため必要かつ十分な内容であり、その義務を履行するために追加的な立法措置は不要であると認識をしております。

また、同法律案は、T P P協定によつて生ずる現時点で想定される影響に対応するためにも、必要かつ十分な内容となつていてと認識をしております。

なお、T P P協定第三十章第五条は、各国がそれぞれ関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により、取りまとめ、いわゆる寄託者であるニュージーランドに通報した後六十日で締結の効力を生じると規定しています。各国とも必要な関係法律を整備し通報することで締結の手続は終了いたします。したがって、関係法律の整備内容を他国と調整することは想定されております。

T P P協定の合意内容について丁寧に説明すべきとお尋ねがございました。我が国を含め、T P P協定への交渉参加国は、交渉参加に当たつて、秘密保護に関する書簡により、各国との具体的なやりとりについては公表し

ないこととされております。こうした事情から、交渉段階での情報を説明することに制約があることはぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

しかし、政府としては、合意内容を正確かつ丁寧に説明することを通じて、国民の皆様方の懸念や不安を払拭するよう最大限努力をしてまいりました。大筋合意後、地方も含めて説明会は過去二百九十回実施し、公表した概要資料や質疑応答集等は千五百ページにも及ぶものでございます。

今後の国会審議等の場においても、TPP協定の各規定の内容や趣旨、解釈等について、引き続き丁寧に説明をしてまいります。(拍手)

○議長(大島理森君) 山尾志桜里君

(山尾志桜里君登壇)

○山尾志桜里君 民進党・無所属クラブの山尾志桜里です。

私は、民進党・無所属クラブを代表し、ただいま議題となりました環太平洋パートナーシップ協定及び環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案について質問をいたします。(拍手)

私たちは、先月、政権を担うことのできる新たな政党となるため、民進党として新たな一歩を踏み出しました。国民の声を聞き、国民の言葉で語り、国民とともに政策を前に進めていく、それが私たち民進党です。

そして、国民の声の中でも最も切実な声にこたえるため、民進党は今、一部は他の野党とともに、与党に対案を示して審議を求めています。一つは安全保障関連法の廃止法案と周辺事態法等の対案、もう一つは保育士給与を五万円引き上げる保育士等処遇改善法案です。

政治が取り組むべき課題は、その時代の国民の声の中にあります。私たちは、国民の命と暮らしの根本にかかわる課題について、国民の声とともに対案を示しています。安倍総理、対案を出せと

あれほどおっしゃったのに、なぜ出された対案から逃げるのですか。しっかりと審議に応じたいのだと思います。

さて、昨年十月、交渉参加以来二年を経て、TPP協定交渉が合意に至りました。私たち民進党は、綱領にも定めたとおり、持続可能な経済成長を重視する立場です。したがって、TPPを含む高いレベルの経済連携を進めていくことは、日本の成長をさらに推し進めるため必要な枠組みであることは否定いたしません。しかし、問題は中身。何が守られ、何をかち取ったかということであり、

合意以来、私たちは全国各地に足を運び、生産者、消費者の方々と膝を交え、将来に向けた生産の継続、地域の維持、食の安全、安心、国民皆保険制度の堅持などについて、国民の不安の声を直接お聞きしてまいりました。

そして、もう一つ国民の皆さんからお聞きした声があります。それは怒りです。この怒りに対し、何よりまずしっかりと総理が御自身の言葉で答えをいただきたいと思ひます。

聖域なき関税撤廃を前提とするTPP協定参加には反対、これは自民党の皆さんの二〇一二年衆議院総選挙における政権公約です。そして、この政権公約に基づき、うそつかない、TPP断固反対、ぶれない、TPPへの交渉参加に反対と大きく書かれたポスターが農村部を中心に全国各地に張られました。

総理、はつきり申し上げます。これはうそです。このうそにこそ国民の皆さんが怒っているのです。アベノミクス、集団的自衛権、一億総活躍社会、私たちは、その都度、総理の説明するうそに国民の皆さんとともに怒り、追及してきました。そして、これから審議を行おうとするTPPも、残念ながら、またうそを追及しなければなりません。

総理、今からでも遅くありません。国民に真摯

に向き合ってください。総選挙での約束を守らなかったことを認め、その理由を説明してください。国民との対話はそこからスタートするはずで、国民の皆さんへの総理の真摯な説明を求めます。

さて、TPPを議論するに当たり、その交渉の中心人物たる甘利前大臣がこの場にいらつしやらないことは、極めて残念でなりません。加えて、事務方トップを担ってきた鶴岡首席交渉官まで、何と審議入りをしたきよう、駐英大使への転出が閣議決定されました。

政府としては丁寧に説明を尽くしていく、そのようにおっしゃいますが、どこにその姿勢が見えるのでしょうか。これまで民進党が行ってきたヒアリングでも、甘利前大臣から石原大臣への引き継ぎメモは作成されず、引き継ぎ自体もたかだか電話で二十分。

TPP協定の是非に関する国会審議は、日本がこれまで経験したさまざまな自由貿易協定をはるかにしのぐ、極めて重要な議論であります。このような議論を行うにもかかわらず、その議論の場、交渉を担った前大臣もいない、首席交渉官もいない。いえるのは、就任前公然と、関税自主権を完全に放棄するようなTPPには反対と明言していた石原大臣です。

前言を翻した担当大臣が、一夜漬けのようになにか知識で空虚な答弁を繰り返しても、国民の負託に応える議論はできません。断固抗議します。人のみならず、情報もまた隠されようとしています。

TPP協定を審議していくに当たって極めて重要な点は、何をかち得たかであると同時に、我が国の利益がどのように主張されてきたかを検証することです。そのため、私たちは、交渉参加以来、再三再四、情報の公開を求めてまいりました。そのたびに政府からは、交渉にかかわることでお答えできないという紋切り型の回答が繰り返

されるばかりでした。

これでは、国民の負託に応える議論ができないので、旧民主党と旧維新の党は一致して、通商交渉に関する情報提供の促進を求める法案を提出してまいりました。今回、合意に至り、交渉過程を検証すべく、民進党の追及チームで調査をスタートしたところ、今度は、閣僚級協議や事務レベルの協議では記録が一切作成されていないとの回答が繰り返されております。

仮に記録が一切ないということであれば、決議を守ろうとする姿勢そのものが欠如していると言わざるを得ません。まさに国会軽視です。

TPP協定の閣僚級協議や事務レベル協議では一切記録を作成していないのか、その他の文書においても交渉経緯に関する情報を公開するお考えはないのか、担当大臣の答弁を求めます。

国会決議との関係について伺います。

交渉へ参加するに当たり、衆参農林水産委員会では、政府に対し、与野党一致して決議を行いました。この決議こそ、国益を守ることができたか否か、国会が批准を是とするか否かの重要かつ明確な基準です。

この決議では、重要五品目は除外または再協議とすること、そして聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合には脱退も辞さない、政府に対し厳しい姿勢を求めてまいりました。

しかし、結果を見れば、聖域である重要五品目は除外にも再協議にもならず、何と約三割の品目で、関税は削減または撤廃される結果となりました。この結果をもって、聖域が確保された、国益が守られたなどと強弁するには余りに無理があります。

この一点をもつてしても、協定は国会決議に違反するものであり、日本の国益は守られなかったと評価せざるを得ません。果たして国会決議は守られたのか、総理の明快な御説明をお願いいたします。

農林水産省への影響についてもお尋ねします。
農林水産省が昨年示した試算では、T P P協定が発効されても、対策を講じていけば、最大二百億円の生産減少額にとどまるとされまし
た。しかし、説明を求めてみると、輸入はふえ、人口は減少するにもかかわらず、生産量は変わらないという極めて理解不能な試算となつていま
す。事実、自治体が独自に行つた生産減少額の試算によれば、国の試算と二十倍以上の開きがある
県も存在します。

閣僚席の皆さん、与党の皆さん、国民の声、生産者の声をしっかりと聞かれたのでしょうか。影響が大きいことをひた隠すために、農業の現実を直視せず切り捨てようとするのは、欺瞞に満ちた過小評価であり、余りに不誠実です。

対策を講じない場合の影響試算など、実態の調査を再度行い、審議に当たって誠実に国会に示すべきと考えますが、農林水産大臣のお考えをお聞かせください。

最後に、食の安全、安心についてお伺いします。
食料自給率が高いたとは言えない日本は、農産物や加工食品の輸入が多く、特に小さいお子さんをお持ちの御家族などにとって、食の安全、安心は大きな関心事です。国会決議でも、食の安全、安心及び食料の安定生産を損なわないこと、これを政府に求めています。

今回の合意において、政府は、日本の食品の安全が脅かされることはないとの説明を続けていますが、しかし、協定においては、新たな義務づけを行う場合に、輸出国側の利害関係者の関与が確保されるよう規定が置かれ、遺伝子組み換え食品の表示も同様に適用されることとなつています。

また、参加各国において使用可能な農薬や食品添加物がそれぞれ異なることから、日本の安全基準はしっかりと守られるのだろうか、心配の声も広がっています。

この場で確認させてください。食の安全、安心は損なわれていないのか、そして損なわれる可能性はないのか、担当大臣の見解を伺います。

与党の席に座る多くの方々は、過去、民主党のT P P交渉には反対と発言されてこられました。そのような皆さんが、選挙でうそをつき、今はアベノミクスの切り札などと、さらなるうそを重ねておられます。

それがうそであり、うその上塗りだとしても、失敗に次ぐ失敗を重ねるアベノミクスの大きな穴をしっかりと埋めるような、目に見える成果があるのであれば、私たちは前向きな議論に臨みたいと思つています。

しかし、記録はつくつていない、交渉経過は検証できない、守り切ると約束した聖域でも相当数で関税撤廃をのまされる、優位に立つべき自動車分野でも大幅な譲歩を重ねた。この状態で、漫然と国会の審議を求めてくるのは不誠実です。

私たち民進党は、この国会での議論を通し、あのうそからも続く安倍政権の慢心とおごりが、いかに国益を傷つけ、いかに国民の暮らしを脅かそうとしているか、しっかりと厳しく検証していくことをお約束申し上げ、私の質問とさせていただきます。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 山尾志桜里議員にお答えをいたします。

民進党提出の法案についてお尋ねがありまして、国会の運営については、国会がお決めになることであると考へます。

その上で、子育て支援でも経済政策でも、そして外交・安全保障政策でも、日本を取り巻く現実を直視し、その解決のための政策の選択肢を国民に提案していただくことは、大歓迎であります。

多様な議論の中から、逃げることなく、実効的かつ実現可能な政策を取りまとめることは、並み

大抵のことではないと思ひます。新しく政調会長となられた山尾議員の御活躍を期待しております。どうか、お互い切磋琢磨しながら、国民の負託に応えていきたいと考えております。

自民党の公約との関係についてお尋ねがありました。

二〇一二年の衆議院選挙における自由民主党の公約は、聖域なき関税撤廃を前提とする限り、T P P交渉の参加に反対するというものであります。

政権発足後間もない二〇一三年二月には、オバマ大統領との首脳会談で、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することは求められないことなどを直接確認した上で、交渉参加を決断しました。

我が国は、交渉を主導することで、農林水産品の約二割について関税等による保護を維持しました。厳しい交渉の中で国益にかなう最善の結果を得ることができました。こうして、自由民主党がT P P交渉参加に先立つて掲げた国民の皆様との約束は、しっかりと守ることができたと考えております。

国会決議との関係についてお尋ねがありました。

T P P交渉の結果、米などの重要品目について、関税撤廃の例外をしっかりと確保しました。牛肉などの輸入が万一急にふえた場合には、緊急的な、輸入を制限することができると新しいセーフガード措置を設けることも認められました。

それでもなお残る農業者の方々の不安を受けとめ、昨年十一月、総合的なT P P関連政策大綱を決定し、緊急に実施すべき対策に必要な経費を補正予算に計上しました。重要品目が確実に再生産可能となるよう、交渉で獲得した措置とあわせて、引き続き万全の措置を講じていきます。

交渉結果が国会決議にかなうものかどうかは、最終的に国会で御審議いただくことになりました

が、政府としては、国会決議の趣旨に沿うものと評価していただけるものと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣石原伸晃君登壇)

○国務大臣(石原伸晃君) 情報開示についてのお尋ねがございました。

T P P交渉については、これまでの交渉会合の期間中や会合終了後に適宜記者会見を行い、情報提供に政府としては努めてまいりました。また、大筋合意後には、地方開催も含めて多くの説明会を実施してまいりました。

このように、政府としては丁寧に対応してきていますと考えております。

T P P協定に関する文書については、個々の事案に応じて適正に作成し、保管をさせていた、だいたいいるところでございます。

今後の審議におきましても、T P P協定の各規定の内容や趣旨、解釈等について、引き続き丁寧な説明を行ってまいります。

なお、我が国を含めまして、T P P協定への交渉参加国は、交渉参加に当たって、秘密保護に関する書簡により、各国との具体的なやりとりについては公表しないと決められております。こうした事情から、交渉段階での情報を説明することに制約があるということ、ぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

食の安全等々の影響についてのお尋ねがございました。

T P P協定による食の安全に関するルールは、日本が既に締結をしておりますW T O協定の中の衛生植物検疫措置協定、いわゆるSP S協定を踏まえた内容となつております。したがって、残留農薬、食品添加物の基準、遺伝子組み換え食品等の安全性審査や表示を含めまして、T P P協定によって日本の制度が変更されることはござい

ません。我が国の食の安全、安心が脅かされるという懸念は当たらないものと考えております。他方、御指摘の心配のお声に對しましては、これからも丁寧な説明を行つてまいります。(拍手)

(國務大臣森山裕君)

○國務大臣(森山裕君) 山尾議員の御質問にお答えいたします。

農林水産業への影響について、対策を講じない場合の影響試算などの再試算についてのお尋ねがありました。

今回の農林水産物の試算については、あくまでもTPPの影響のみを考慮したものであり、将来の人口減少などの他の要因については考慮しておりません。

試算では、交渉で獲得した措置とともに、体質強化対策や経営安定対策などの国内対策により、国内生産量が維持されると見込んでおります。

また、TPPの影響については、三十六の道県において一定の試算が行われており、このうち三十二の道県は、国に準じた試算方法をとつていると承知しています。

今回のTPP交渉の結果、国家貿易等の国境措置や長期の関税削減期間等が設定されたことから、平成二十五年三月のような、関税は即時撤廃、国内対策は講じないため競合品は原則海外産に置きかわるという単純化した前提を置いた試算を行うことは困難であると考えています。

また、政策大綱及び関連予算を決定するなど既に国内対策の具体化を進めている中で、国内対策を考慮しない試算を行うことは、現実とかけ離れた仮定に基づいたものとなかなかないことから、適当でないと考えています。したがって、再度試算を行う考えはありません。

今後も、現場で御努力をいただいている方々の気持ち大切にしながら、これまで進めてきた農政改革や政策大綱に掲げた施策を着実に実行してまいります。

環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件外一案の趣旨説明に對する山尾志桜里君の質疑 環太平洋

これにより、次世代を担う生産者が、新たな国際環境のもとでも、夢と希望を持って、所得の向上を図り、経営発展に積極果敢に取り組んでもらえるような農政新時代を切り開いてまいります。(拍手)

○議長(大島理森君) 稲津久君。

(稲津久君登壇)

○稲津久君 公明党の稲津久です。

私は、公明党を代表し、ただいま議題となりました環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件及び環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案について質問をいたします。(拍手)

本題に入ります前に、総理にお伺いいたします。先般、ワシントンにおいて核セキュリティサミットが開催され、核テロ防止へ向けた国際連携が確認されたものと認識していますが、総理も出席された中でどのような成果があったものと評価をするか、あわせて、我が国が八年ぶりに議長国を務めることになった本年五月開催のG7伊勢志摩サミットについて、サミット開催に向けた意気込みをお伺いいたします。

さて、我が国が少子高齢社会から人口減少社会に突入し、右肩上がりの経済成長が望めない状況にある中、世界経済の約四割、人口八億人を占める巨大な経済圏の成長を取り込むことによつてこのような状況に歯止めをかけること、ここにTPPの意義があると考えます。

国内の八倍もある巨大市場の出現と、域内の貿易、サービス、投資の高水準の自由化、さらに包括的なルール形成の実現は、産業界全体にとつて大きく市場が広がり、商機が到来していることを示しております。

TPPを生かすには、グローバルに展開する世界市場の変化を見きわめ、それに見合った輸出体

制や産業構造をつくり上げる必要があると考えますが、TPPによつて国益をいかに高めようとしているのか、総理の所見を伺います。

昨年十月五日の大筋合意を受けて、政府は十一月二十五日、総合的なTPP関連政策大綱を取りまとめました。それに先駆け、公明党も十一月十九日に、TPPに関する総合対策に向けた提言を政府に提出、牛・豚・鶏の法制化と八割から九割への補填割合の引き上げなど、再生産を確保するための農業政策、先進的な分野のイノベーションの促進や地域産品、サービス産業など、TPPを最大限に生かす輸出促進、産業活性化など提言をさせていただきました。この提言が、政府の政策大綱及び平成二十七年補正予算や二十八年度本予算にどのように反映されているのか、TPP担当大臣の答弁を求めます。

次に、中小企業の輸出、海外展開支援について伺います。

我が国には、技術力を生かした高品質、高付加価値の工業製品や農産物をつくりながらも、関税や投資、サービスに関するルールが整備されていないことが障壁となり、海外展開や輸出に踏み切れなかった中小企業や農林水産業者が数多くいます。TPPによる市場アクセスに係る諸条件の改善、通関手続の迅速化など、TPPによる各種手続の簡素化、標準化、投資ルールの明確化、知的財産の保護等により、海外展開しやすくなりま

す。政府として、事業者の理解を深める相談窓口の整備などの総合的支援など、中小企業の海外展開を促す環境整備について、具体的にどのように取り組もうとしているのか、TPP担当大臣の答弁を求めます。

TPP交渉における市場アクセス交渉の結果、重要五品目については関税撤廃の例外を確保し、調製品を含め品目ごとの交渉で、関税割り当て、セーフガード等の措置を獲得、水産分野でも、漁

業補助金に對する国の政策決定権は維持されました。

そこで、重要五品目について、国会決議に沿うものであるのかどうかとの認識を伺うとともに、一部の調製品の関税撤廃について、どのような基準で選別関税撤廃としたのか、またその影響はどの程度であると考えているのか、TPP担当大臣の答弁を求めます。

我が国の農業の現状、すなわち就業人口の大幅な減少と就業平均年齢六十六歳という現状を考えたとき、農政新時代を目指す上で基盤となる担い手不足が深刻であることは間違いありません。TPPのあるなしにかかわらず、農業を成長産業としてよみがえらせなければならないと考えます。

新規就農支援の安定的実施や、すぐれた経営知識、技術の習得支援、ICTの活用での革新的技術の開発や、水田、畑地の高機能化などによる産地イノベーション、畜産クラスター事業の拡充などによる畜産、酪農の収益力強化など、体質強化策や経営安定策の実効性を高め、農業の成長産業化につなげるための具体的な取り組みが必要であると承知して、総理の見解を伺います。

次に、中山間地域対策について伺います。効率化や規模拡大が難しい中山間地域では、特にTPPによつて受ける影響は大きいと思われる。二〇一五年度の中山間地域等直接支払交付金の交付面積の減少率は、制度が始まって以来最大となる見通しです。このままでは荒廃農地が増加し、将来的に地域農業の維持が困難となる危機的な状況です。

複数集落が連携して相互に協力を行ったり、小規模で高齢化が進む集落を近隣集落が支えるといった活動への支援や、中山間地域等直接支払い制度の拡充など、具体的な対策が必要であると考えますが、農林水産大臣の答弁を求めます。次に、農林水産物・食品の輸出促進に向けた戦略と取り組みについて伺います。

T P P交渉において、我が国の農林水産物・食品の輸出拡大の重点品目の全てで関税撤廃ができたことは評価したいと思います。世界的な日本食ブームの広がりや、伸び行く海外の有望なマーケットに打って出ていく好機となります。

そのためには、輸出のための検疫体制や物流インフラの整備、生産コスト低減による国産木材のシェア拡大、水産物の体質強化策、六次産業化のさらなる推進など、戦略的に施策を講じる必要があると考えます。

農林水産物及び食品の輸出促進に向けた戦略や取り組みの方向性について、農林水産大臣の見解をお伺いします。

農林水産物の輸出促進に向けて特に重要になってくるのが、地域における特産品のブランド化を加速させる地理的表示保護制度、いわゆるG I制度です。昨年六月に申請受け付けが始まり、既に、夕張メロンや兵庫県の但馬牛、神戸ビーフ、福岡県の八女伝統本玉露など十二産品が登録されています。

T P P参加国は、他国のG Iを保護する場合の基本的なルールについて規定しており、G Iに関する相互保護を通じて、ジャパン・ブランドとなる登録産品の輸出促進が期待されます。

一方で、地域ブランドの品種が外国で出願、登録を済ませていないため、国際条約が機能せず、無断で生産、販売される実例もあります。

そこで、G I制度の目的と生産者、消費者のメリットについて、また、今後さらに登録数をふやしていくべきと考えますが、登録数の目標についての考え方、さらに、政府としてのブランド戦略の必要性について、総理の答弁を求めます。

T P Pによって我が国の食品安全に関する基準が緩和されるのではないかと懸念に対して、政府は、T P Pの大筋合意を受けて、食品の安全に関する制度について、また、遺伝子組み換え食品表示を含めた食品の表示要件に関する制度について、変更を求めるものではないとしています。

しかし、一方、日本の食品安全に関する基準や遺伝子組み換え作物の表示義務等が変更を求められる可能性はないのか、また、通関手続の迅速化やT P Pの影響による輸入食品の増加によって、我が国の食品輸入の検査体制が追いつかなくなるのではないかと懸念や指摘がなされたことに對して、どう答え、また対策を講じようとしているのか、総理の答弁を求めます。

T P Pの大筋合意前は、T P Pによって、特に地方公共団体の公共工事に外国企業が参入し、国内の建設業や関連産業に影響が出るのではないかと懸念の声がありました。

しかし、実際のT P P協定の約束内容は、現行の国内調達制度を変更するものではなく、また、新たな市場を外国企業に開放することを約束するものでもないことが判明。逆に、アジア地域では、今後、多くのインフラ需要が見込まれており、T P Pによりインフラ関連産業に大きな利益をもたらす可能性ががあります。

そこで、政府が掲げる平成三十二年に約三十兆円のインフラシステム受注実現の目標に向け、どのように取り組んでいくつもりなのか、総理の答弁を求めます。

金融分野においても、大筋合意前、我が国の公的年金制度や国民皆保険制度に影響が出るのではないかと懸念の声もありましたが、これも、金融サービス章の規定で、公的年金や公的医療保険といったいわゆる国が提供する社会保障には適用されないことと明記され、守られた形になりました。

一方、原則自由化によって、我が国の金融機関の海外進出が容易になると考えられており、中小企業が海外展開する際、各地で地場産業を支えている地方銀行も海外進出することによって、確実なサポートができるものと期待できますが、こうした金融分野におけるメリットをどう生かしていくべきと考えるのか、T P P担当大臣の答弁を求めます。

T P Pにおける著作権侵害罪の一部非親告罪化の規定について、アニメや漫画の二次創作物への影響が懸念されておりましたが、これも権利者の利益に有害な影響を及ぼすケースのみが発行するとの条件が加わったことにより、二次創作物等への萎縮効果が生じないように配慮されています。

一方、対象範囲を適切に限定しつつ、悪質な海賊行為については非親告罪の対象とすること、海賊版対策の実効性確保が図られることになりましたが、今後、具体的にどのような制度や仕組みで海賊版対策の実効性を確保するのか、文部科学大臣の見解をお伺いします。

投資家と国との間の紛争の解決のための手続規定、いわゆるI S D S条項についてお聞きします。

I S D Sによって国が外国投資家から巨額の賠償を請求されるといった懸念や批判がありました。I S D Sは投資分野を対象とする損害賠償請求であり、投資受け入れ国に制度変更を求めるものではなく、濫訴を防止する措置も多く盛り込まれており、また、環境対策や保健政策など正当な規制については、企業は提訴できないこととしています。

そこで、濫訴防止規定の実効性についての認識を伺うとともに、T P Pを含めた国際的紛争解決への支援を強化する必要があると考えますが、T P P担当大臣の見解をお伺いします。

最後に、T P P委員会の位置づけとT P P運用へのかかり方について伺います。

T P Pは生きていく協定とも言われ、締約国の代表者で構成されるT P P委員会が、T P Pの実施、運用に関する問題の検討に加え、発効後三年以内及び定期的な見直しや、T P Pの改正や修正の提案を検討すること等を規定しております。

T P Pが発効に至った場合、我が国として、このT P P委員会における運用のあり方に対しどのようににかかわっていくのかは、極めて重要な課題であると認識していますが、T P P委員会の位置づけとT P P発効後の運用へのかかり方について、T P P担当大臣の答弁を求め、私の質問いたします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣 安倍晋三君 稲津久議員にお答えいたします。

核セキユリティーサミットの成果及びG 7伊勢志摩サミットへの意気込みについてお尋ねがありました。

核セキユリティーサミットでは、まず、ベルギーなどにおける一連のテロ攻撃に対し、世界の全ての国が立場の違いを超えて一致団結し、断固テロと闘わなければならないと強く訴えかけました。

北朝鮮については、日米韓の三首脳が一堂に会し、一連の核、ミサイルによる挑発行動に対して、日米韓で緊密に連携して対処していくとの明確なメッセージを発出するとともに、拉致問題についての理解と支持を得ました。

核セキユリティーについては、テロリストの手に渡ると危険な核物質を最小限にすることに關し、我が国が率先して大きな実績と新たな約束を示して世界の取り組みをリードし、議長のカバマ大統領から高い評価を受けました。

原子力安全については、福島県の過酷事故の教訓を全ての原発利用国、導入国と共有し、原発の安全性、事故対策についての知見を世界に広げていくとの決意を表明しました。

マとなります。世界経済の不透明感が増す中、G7議長としての日本の役割に強い期待を感じます。

G7が世界経済の持続的かつ力強い成長を牽引しなければなりません。今般、オバマ大統領やトルドー首相、米国の有識者とうした認識を共有し、大変実りある議論ができたと考えています。これを伊勢志摩サミットにつなげ、世界に対して明確なメッセージを発信していきたいと考えています。

TPPの活用についてお尋ねがありました。

TPPの効用を真に我が国の経済再生、地方創生に直結させるため、総合的なTPP関連政策大綱を決定しました。

その中で、中堅・中小企業の海外展開、工業品のみならず、農林水産物・食品、サービス等の輸出促進を図る新輸出大国の実現、TPPによる貿易・投資の拡大を国内の経済再生に直結させるグローバルハブの実現、体質強化による攻めの農林水産業への転換を後押しし、経営安定、安定供給のための備えを万全とする施策を推進する農政新時代を政策目標として掲げています。

今後とも、政策大綱に基づき、TPPのメリットを最大限生かし、強い経済を実現してまいります。

農業の成長産業化についてお尋ねがありました。

我が国の農業については、農業従事者の平均年齢が六十六歳を超えているなど、その活性化は待ったなしの課題であり、安倍内閣では、農業の成長産業化の実現に向け、農政全般にわたる抜本的な改革を進めてまいりました。

TPPの大筋合意後であっても、農業を成長産業化させるとの安倍内閣の方針は全く変わりません。

総合的なTPP関連政策大綱に即し、平成二十七年補正予算に、次世代を担う経営感覚にすぐ

れた担い手の育成など、具体的な体質強化対策を盛り込むとともに、TPP整備法案により、肉用牛や肉豚、砂糖に関する経営安定対策の充実を図るなど、必要な対策を講じております。

さらに、現在、農林水産業・地域の活力創造本部のもとで、本年秋を目途に、さらなる体質強化策について具体的な検討を進めているところであります。

今後とも、公明党とも緊密に連携しつつ、農政新時代を切り開くため、実効性のある施策を講じてまいります。農業を成長産業化させ、若者がみずからの情熱で新たな地平を切り開いていける、そういう夢のある分野にしてまいります。

地理的表示保護制度、いわゆるGI制度についてお尋ねがありました。

GI制度は、長年、地域で生産され、高い品質の評価を得た農林水産物や食品について、生産者の努力が正当に評価され、また、消費者が本物の産品を安心して選べるよう、その名称を知的財産として保護する仕組みです。

TPPでは、地理的表示の保護の手段について共通のルールを設けます。必要な国内法の整備を行うことで、我が国のGI産品のブランド価値が海外でも守られるため、輸出に取り組みやすくなります。

このため、政府としては、まずは平成三十二年までの五年間で、各都道府県において、最低一産品の地理的表示の登録を目標とし、これを契機とし、さらなる産品の掘り起こしをすることとしております。

また、その実現に向けて、制度の普及、浸透や、特色ある地域産品のブランド化に向けた情報発信、マーケティングなどの取り組みへの支援を行っております。

さらに、TPP整備法案により地理的表示法を改正し、諸外国との地理的表示の相互保護を可能とすること等により、国内外においてブランド価

値の保護を強化することとしております。

このように、政府としては、地理的表示の登録の拡大策により、戦略的に地域の農林水産物や食品のブランド化を進め、さらなる輸出の拡大につなげてまいります。

食品安全についてお尋ねがありました。

TPP協定では、締約国が自国の食品の安全を確保するために、科学的根拠に基づいて必要な措置をとる権利を認めています。我が国は、科学的根拠に基づいて食品の安全に関する基準を設定し、検査などを行っており、制度の変更を求められることはないと考えています。

食品の表示については、遺伝子組み換え作物に関する表示を含め、TPP協定に我が国の制度の変更が必要となる規定はありません。

輸入食品の検査については、今後の食品の輸入動向等を踏まえ、着実に検査できるよう体制の確保を図ってまいります。

今後とも、我が国の食品の安全確保を第一に考え、制度を着実に運用してまいります。

TPP協定によるインフラ輸出の新たな可能性についてお尋ねがありました。

政府としては、インフラシステム輸出戦略に基づき、昨年、質の高いインフラパートナーシップを発表するなど、インフラ輸出を強力に推し進めてきています。

その中で、TPP協定が発効すれば、締約国の政府調達へのアクセス改善による、建設業を初めとする日本企業の参入機会の拡大や、貿易・投資の自由化によるインフラ分野の輸出及び現地進出の促進などが見込まれます。

こうした新たな機会も最大限活用し、私自身トップセールスを積極的に行うとともに、政府一体となつて施策を総動員し、我が国のインフラ輸出を推進してまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

〔国務大臣石原伸晃君登壇〕

○国務大臣(石原伸晃君) 公明党の提言が政府の政策大綱などにどのように反映されているのかというお尋ねがございました。

昨年十一月、公明党から、TPPに関する総合対策に向けた提言が政府に提出されました。その中には、中小企業等が海外で活躍できる環境の整備に向けた施策、国内産業の活性化、競争力強化に向けた施策、安心と希望を持てる農林水産政策等が含まれていると承知をしております。

政府として、同じく十一月に、総合的なTPP関連政策大綱を決定いたしました。その中には、公明党の提言を踏まえ、具体的に、TPPの活用促進のための施策、TPPを通じた強い経済の実現のための施策、攻めの農林水産業への転換及び経営安定、安定供給のための施策などが政策大綱に盛り込まれたところでございます。

こうした総合的なTPP関連政策大綱を実現するための予算として、平成二十七年補正予算として四千八百七十五億円、平成二十八年度当初予算として一千五百八十二億円を計上させていたしております。

TPPを契機とした中小企業の海外展開を促す環境整備についてのお尋ねがございました。

TPP協定では、TPP参加十二カ国のどこでつくられた製品であっても優遇を受けられる措置を確保いたしました。日本にないがらにして、中小企業にも海外展開のチャンスが出てまいりました。

さらに、TPP協定により、進出先での技術移転要求の禁止、通関手続の迅速化などが図られ、中小企業の海外展開の環境が大幅に向上いたしました。

昨年十月の大筋合意後に開催された説明会でも、中小企業からさまざまな意見が出されております。

そうした意見を踏まえ、昨年十一月に総合的な

TPP関連政策大綱を決定し、経済産業局、ジェトロ、中小機構の六十五カ所の拠点での相談窓口の設置、ジェトロ、中小機構、日本商工会議所などの参加を得て、新輸出大国コンソーシアムを設立し、専門家による海外事業計画の策定、現地での商談や海外店舗立ち上げなどの支援などに取り組む、今後とも政策を総動員して支援をしてまいりたいと考えております。

いわゆる重要五品目などにつき、国会決議との関係についてお尋ねがございました。

TPP交渉においては、国会決議を後ろ盾に各国と粘り強く交渉が行われた結果、厳しい交渉の中で、我が国はおよそ二割の関税撤廃の例外を獲得いたしました。また、重要五品目を中心に国家貿易制度の堅持やセーフガード等の有効な措置を獲得いたしました。国益にかなう最善の交渉結果が得られたと確信しております。

交渉結果が国会決議にかなったものかどうかは、最終的には国会で御審議いただくこととなりますが、政府としては、国会決議の趣旨に沿うものと評価していただけたと考えております。

重要五品目に関する調製品については、一つ一つを精査し、輸入実績の少ないもの、国内農産品との代替性が低いものなど、我が国の農業への影響が少ないと判断されたものに限定して関税を撤廃したところでございます。

TPPによって、中小企業が海外展開する際の金融分野におけるメリットをどう生かしていくべきかについてお尋ねがございました。

TPP協定により、地方銀行を含んだ日本の金融機関の海外展開が促進されますと、日本の中堅・中小企業の海外展開の後押しとなることが期待されます。この点、TPP協定は、金融サービスについて、WTO協定やこれまでの経済連携協定よりもさらに自由化を前進させるものとなっております。

昨年十一月に取りまとめた総合的なTPP関連

政策大綱においても、地銀を含めた我が国の金融機関の海外進出や金融機関等による企業の海外進出の支援を位置づけております。政府としてもこうした取り組みを積極的に進めてまいりたいと考えております。

TPP協定におけるISDS手続における濫訴防止規定の実効性と、TPP協定を含めた国際的紛争解決への支援強化についてお尋ねがございました。

投資家と国との間の紛争解決、いわゆるISDS手続は、投資家の予見可能性の確保や法的安定性の向上に資することから、我が国に必要な制度と認識をさせていただいております。

交渉の結果、ISDSに関する条項は我が国の国内法との整合性を担保できっており、日本政府が提訴されるような事態は想定されておりません。

また、協定には、環境や健康など、正当な目的のために各国が必要かつ合理的な規制を行うことを妨げられないことが明記をされているところでございます。

これに加えて、仲裁廷の権限の範囲外であれば申し立て等の迅速な却下が可能になっているなど、濫訴防止の措置が相当程度盛り込まれております。

近年、我が国が締結するEPAや投資協定の数はふえております。そのため、国際的な紛争を解決するための政府の体制も改善、強化していくことが重要であり、関係省庁において体制強化に努めているところでございます。

TPP委員会についてお尋ねがございました。

TPP委員会は、協定の実施、運用に関する問題を検討することなどを任務としております。協定の実効性を確保する上で中心的な役割を果たす機関となります。

TPP委員会は協定の見直しの検討などの任務を有していますが、TPP委員会における全ての

決定は、いずれの国からも反対がないことが条件となっておりまして、したがって、我が国の国益に反する決定がなされることはございません。我が国としては、TPP委員会の運営に積極的に関与し、我が国の国益を守りつつ、協定の円滑な運用、発展に貢献していくと考えてございます。

(拍手)

○国務大臣(森山裕君) 稲津議員の御質問にお答えいたします。

中山間地域対策についてお尋ねがございました。

中山間地域等直接支払交付金については、平成二十七年年度の第四期対策への移行期において三万三千ヘクタールの取り組み面積の減少が見込まれており、その減少幅は、平成二十二年年度の第三期対策への移行期と比べて大きくなっております。

その減少理由としては、新たな協定締結に必要な話し合いに時間を要したこと、農業者の高齢化等により協定参加者数が減少したこと等によるものであります。

平成二十七年年度からの第四期対策においては、現場の要望も踏まえ、複数の集落が連携した活動体制づくりへの支援、近隣集落による小規模・高齢化集落の農業生産活動への支援、特に条件の厳しい超急傾斜地への支援という加算措置等を講じております。

さらに、平成二十八年年度からは、他の集落と連携して将来の農地利用についての戦略を定めるなど、広域で活動する集落について、営農を中止した場合の交付金返還措置を軽減するなど、運用を改善したほか、超急傾斜地の支援を受けるための条件を明確にしたところであります。

これらの措置等によって、丁寧な説明を行い、本交付金制度の一層の活用を図っております。

このほか、今回のTPP対策においては、中山間地においても、高収益作物の導入等を通じた担

い手の収益力向上など、生産者の可能性と潜在力を遺憾なく発揮できる環境を整備することとしております。

今後とも、地域政策と産業政策を車の両輪として、地域の主体的な取り組みを後押しすることにより、中山間地域の振興を図ってまいります。

輸出促進に向けた戦略の取り組みや方向性についてお尋ねがございました。

農林水産物・食品の輸出に当たっては、平成二十五年年度に初めて国別・品目別の戦略を定め、各産地や官民の主体が連携したオール・ジャパンの体制で取り組んでいるところであります。

これまでの取り組みの結果、平成二十七年の農林水産物・食品の輸出額は、過去最高の七千四百五十一億円、前年比で二・一八％増加し、平成二十八年に七千億円という輸出戦略上の中間目標を大きく超え、一年前倒しで達成することができました。

今後は、二〇二〇年の一兆円目標の前倒し達成を目指すこととし、TPP交渉の合意を受けて策定をいたしました政策大綱に基づき、米、牛肉、青果物、お茶、水産物等の重点品目ごとの輸出促進対策の推進、合板、製材原料の生産コスト低減、持続可能な収益性の高い操業体制への転換による水産業の体質強化、六次産業化等の推進等による地域の産品の海外展開の拡大、検疫手続の円滑化など輸出阻害要因の解消など、多様な取り組みを行っていくこととしております。

これらの具体的な推進方策を検討するため、政府においては、私を含め関係閣僚と有識者から成る輸出強化ワーキンググループを設置し、さらなる輸出促進に向けた議論が行われているところであります。

本ワーキンググループにおいては、供給サイドだけではなく、海外市場のニーズの把握と販路開拓、流通業者と生産者サイドとの連携や物流などについて議論がなされております。

こうした議論も踏まえつつ、あらゆる政策を動員し、関係省庁、関係団体、民間企業等と連携をし、さらなる輸出拡大に取り組んでまいります。
(拍手)

〔国務大臣馳浩君登壇〕

○国務大臣 馳浩君 稲津議員から、海賊版対策の実効性の確保についてお尋ねがありました。本法律案においては、著作権等侵害罪のうち、いわゆる海賊版の譲渡や公衆送信などのような悪質な侵害行為について、非親告罪とすることとしております。

これにより、国民の規範意識の観点から容認されるべきでない悪質な著作権等侵害行為が、権利者が告訴をしないために放置されたり、告訴期間の経過により告訴できなくなるなどの事態が避けられ、海賊版対策の実効性を上げることが期待されます。

また、TPP協定では、著作権等の保護範囲や法執行の面で、既存の国際条約以上の水準確保が求められていることから、TPP協定の締結国において著作物等の保護がより適切に行われるようになり、海賊版対策により資することが期待されております。

さらに、文部科学省としては、海賊版対策の実効性を確保するため、二国間協議や政府職員などを対象とした研修、セミナーの実施、国内外における普及啓発事業の実施等、関係省庁と連携して、海賊版対策事業を引き続き推進してまいります。
(拍手)

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長(川端達夫君) 笠井亮君。

〔笠井亮君登壇〕

○笠井亮君 私、日本共産党を代表して、TPP、環太平洋連携協定及び関連十一法案について質問します。
(拍手)

ことし二月、米国、日本など十二カ国が署名し

たTPPに対して、参加各国で国民の反対の声が沸き上がり、発効の見通しは立っていません。ところが、安倍内閣は、早期発効に向けた機運を高めていきたいなどと、前のめりに批准を強行しようとしています。

TPPは、参加各国が関税を原則撤廃するもので、農産物輸入が完全に自由化され、農林漁業と国民の食料に大打撃となるものです。

さらに、非関税障壁撤廃の名のもと、食の安全、医療、金融、保険、官公需、公共事業の発注、労働など、国民生活のあらゆる分野で規制を取り払っていくのです。

安倍内閣が、その交渉内容や国民へのリアルな影響も明らかにせず、批准に向けてひた走るなど、断じて許されません。総理の明確な答弁を求めます。

TPPは、国会決議に明確に違反するものです。

二〇一三年の国会決議は、農産物の重要五項目、米、麦、牛・豚肉、乳製品、砂糖は、関税撤廃を認めない、除外または再協議にすることとしています。

自民党は、この決議を守ることを国政選挙の公約にしたはずですが。

ところが、今回のTPPでは、安倍総理自身も聖域とした重要五項目のうち三割の品目で関税が撤廃され、米でも、関税ゼロの特別輸入枠まで新設されました。

わずかに残った関税も、発効七年後には、撤廃に向けた協議を約束させられました。

これは明白な国会決議違反、公約違反ではありませんか。

国会決議はまた、交渉により収集した情報は、国会に速やかに報告し、国民への十分な情報提供、幅広い国民的議論を行うことを求めています。

ところが、安倍内閣によるTPP交渉は、入り

口から出口まで徹底した秘密交渉が貫かれ、日本の参加条件とされた日米二国間の並行協議でも、何が話し合われ、日本が何をどう受け入れたかわかりません。これも国会決議違反です。

しかも、協定は日本語が正文になっています。附属書などを含む全文の和訳の国会提出が求められているのに、英文八千四百ページのうち六千ページ分の和訳が提出されていません。

安倍内閣が、甘利前大臣のもとで秘密裏に進めてきた内容を含め、交渉の全経過を国会と国民に報告することを初め、十分な情報開示を行うことを強く求めます。

TPPは、暮らしと経済のあらゆる分野で、国民の利益と経済主権を多国籍企業に売り渡すものになっています。

米国の代表する百八の多国籍企業、業界団体が名を連ねたTPPのための米国企業連合は、米政府に要求書を出し、例外を設けることは、米国の農業者、製造業者、サービス業者が新しい市場に事業を拡大する機会を制限すると、専ら多国籍企業の利益拡大の立場から日本に市場開放を求めてきました。これこそ、TPPの真実ではありませんか。

日本でTPPを強く要求したのは、日本経団連など財界や多国籍企業だけではありません。JA組合長の九三%は国会決議が守られていないと表明し、各県医師会や子供を持つ親からも懸念の声が相次いでいます。

国民の側からTPPを結んでくれなどという声は上がっていないではありませんか。

農業の関税撤廃をめぐる、安倍政権は、百五十六のタリフラインの関税を維持したなどと言います。

しかし、段階的関税削減を含めて八二%以上の撤廃は、日豪EPA、経済連携協定やウルグアイ・ラウンド農業合意をはるかに上回るもので、史上最悪の農業潰しにほかなりません。

日本共産党は、昨年十月の大筋合意後、全国での農業調査を行いました。ある自治体からは、TPPで離農が波を打って押し寄せるのではないかと心配を聞きました。あるミカン農家は、父親が地域の農家から信頼されて託してくれた園地を自分の代でためにするわけにはいかないと涙まじりに語りました。

総理は、こうした声をどう受けとめますか。

今、政府が行うべきは、農産物の価格保障と所得補償を組み合わせ、安心して再生産できる農業をつくることであり、国民への食料の安定供給、食料自給率を引き上げることこそ最大の責任ではありませんか。

TPPの大きな眼目は、進出する多国籍企業の利益を保証する非関税措置の撤廃です。すなわち、あらゆるサービスが規制緩和の対象となり、緩められた規制をもとに戻せない仕組みや、企業や投資家が損害を受けたとすれば、ISD条項を用いて相手国を訴えられる仕組みまで盛り込んでいます。

このもとで、遺伝子組み換え作物や輸入食品の急増で食の安全が脅かされかねません。製薬企業が薬価決定に影響力を及ぼして薬価が高くなり、労働分野では、賃金低下、非正規雇用の増加、労働条件の悪化がますます進行するのではありませんか。

政府や自治体が発注する建設事業などでは、国際入札の義務により地産地消の取り組みができなくなり、地域の仕事が奪われることになりませんか。

将来の保険医療制度などの協議や日本郵政における保険商品販売など、既に米国の要求に応えている金融、保険では、TPPをてこに継続的に米国の利害関係者が日本に物を言える仕組みを盛り込んでいくではありませんか。

加えて、TPPが発効した途端、協定に基づく各種委員会が立ち上がり、日本に再交渉を迫る仕組みまで盛り込まれています。

まさに、幅広い分野で、今後の国民生活と營業を脅かすことは明白であります。

次に、TPPの経済効果についてです。

安倍内閣は、貿易や投資拡大でGDPを十四兆円押し上げる一方、農業への影響は、牛肉、豚肉、乳製品等三十三品目が千三百億円から二千二百億円の生産減となるだけと、極めて過小に評価しています。

また、TPPは八十万人も新しい雇用を生み出すと吹聴しています。しかし、この八十万人は、ある分野で雇用が失われても、労働者は他の分野へ自由に移動できるので、結果として失業は起きないという、全く現実とかけ離れた想定ではありませんか。

総理、農業への影響、非関税措置撤廃への影響について、なぜ責任ある試算を示さないのですか。TPPがもたらす深刻な打撃をないものと描くまやかしの試算で国民を欺くことは、断じて許されません。

日本が進むべきは、経済格差を拡大するTPPではありません。国民の懐を暖める経済への抜本的転換とともに、アジアと世界で、各国の経済主権、食料主権を尊重しながら、平等互恵の経済関係を発展させる貿易・投資のルールづくりの先頭にこそ立つべきであります。

真の国益に反するTPPは、徹底審議の上、批准でなく撤退を、関連十一法案の廃案を強く求めて、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣安倍晋三君 笠井亮議員にお答えをいたします。

TPP協定の承認についてお尋ねがありました。我が国は、交渉を主導することで、農林水産品の約二割について関税等による保護を維持するなど、厳しい交渉の中で国益にかなう最善の結果を得ることができました。

TPP協定においては、食の安全、国民皆保険等に関する我が国の制度変更を求められるものではありません。TPP協定によって必要となる法改正は、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案で提出しているものが全てであります。

これまでも、国会における説明を初め、説明会を地方を含め過去二百九十回開催し、地方経済産業局や農政局、税関、ジェトロ等に相談窓口を設置し、さまざまな相談に対応するとともに、千五百ページに及ぶ協定概要資料に加え、「TPPを巡る懸念や不安に関するQ&A」をホームページに掲載するなど、国民の不安の払拭や情報提供に努めておりますが、引き続き、国民の皆様のさらなる御理解をいただけるよう、丁寧な説明に努めてまいります。

国会決議との関係についてお尋ねがありました。

TPP交渉の結果、米などの重要品目について、関税撤廃の例外をしっかりと確保しました。牛肉などの輸入が万一急にふえた場合には、緊急的に輸入を制限することができると新しいセーフガード措置を設けることも認められました。

それでもなお残る農業者の方々の不安を受けとめ、昨年十一月、総合的なTPP関連政策大綱を決定し、緊急に実施すべき対策に必要な経費を補正予算に計上しました。重要品目が確実に再生産可能となるよう、交渉で獲得した措置とあわせて、引き続き万全の措置を講じてまいります。

交渉結果が国会決議にかなったものかどうかは、最終的に国会で御審議いただくこととなりますが、政府としては、国会決議の趣旨に沿うものと評価していただけたと考えております。

なお、発効後に再協議を行う場合にも、国益に反する対応をすることはありません。TPPの情報開示についてお尋ねがありました。

TPPに関しては、外交交渉という性格上、また、交渉参加の際の秘密保護に関する書簡による制約はあるものの、衆議院、参議院の農林水産委員会の決議も踏まえ、交渉中からできる限りの情報開示に努めてまいりました。

TPP交渉の状況については、これまでの交渉会合中や会合後、頻繁に記者向けブリーフィングや説明会を実施するなど、政府から丁寧に情報提供してまいりました。

大筋合意後も、合意内容を正確かつ丁寧に説明すること等を通じて、国民の懸念や不安を払拭するよう最大限努力してまいりました。国会における説明のほか、地方も含めて説明会は過去二百九十回実施し、公表した概要資料等は千五百ページにも及びます。日本以外の国の関税率表や、投資、サービス等の約束、留保の内容については、過去のWTO協定や経済連携協定等の例に倣い、和訳の作成にかえて、詳しい概要を記載した説明書をしかるべき手続を経て国会に提出、公表しています。

今後とも、国会審議の場を通じて、TPP協定の各規定の内容や趣旨、解釈等について、引き続き丁寧に説明してまいります。

TPPによる多国籍企業の利益拡大や協定に対する国民の支持についてお尋ねがありました。

TPPの利益は、決して多国籍企業に対するものにとどまりません。TPPは、消費者の生活を豊かにします。域内のさまざまな商品を安く、手軽に、安心して手に入れることができるようになります。

TPPによって、中堅・中小企業など、独自の技術や地方の特産品で果敢に海外市場に挑戦する人々が大いに活躍できます。国内にいながらにしての海外展開も容易になります。

品質が高く、海外で人気の高まっている日本の農産品に新たな巨大市場をもたらします。御指摘のJA組合長のアンケートは、農業者の

不安を払拭するための対策の具体的内容が十分明らかでなかった段階で行われたものと承知しております。

総合的なTPP政策大綱をまとめる過程で、現場の声を丁寧に伺い、それを大綱や補正予算に反映しました。

TPPによる新たなルールは、自由で公正な競争を促進し、イノベーションを活発にし、高い価値を生む力を発揮させます。国民皆保険制度や食の安全が脅かされるようなルールは一切ありません。

国民の皆様がさらなる御理解をいただけるよう、引き続き丁寧な情報提供を行うとともに、中堅・中小企業、農業者等に幅広くTPPを活用していただけるよう、政策を総動員して支援を行ってまいります。

農業分野の交渉結果、農業関係者の声、そして今後の農政の方向についてお尋ねがありました。関税撤廃が原則というTPP交渉の中で、特に農業分野について、国会決議を後ろ盾に粘り強く交渉いたしました。その結果、米や麦の国家貿易制度や豚肉の差額関税制度など、重要五品目を中心に関税撤廃の例外をしっかりと確保し、関税割り当てやセーフガード等の措置を獲得しました。

それでもなお残る農業者の方々の不安を受けとめ、安心して再生産に取り組めるよう、総合的なTPP関連政策大綱に基づき、万全の対策を講じてまいります。

史上最悪の農業漬しであるとの指摘は全く当たりません。

また、重要五品目を含めたTPPの農林水産分野への影響については、関税削減等の影響で価格低下により生産額の減少が見込まれるものの、体質強化対策による生産コストの低減や品質の向上、経営安定対策などの国内対策により、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されるものと見込んでおります。

政府としては、現場の農業関係者になお不安の声があることを踏まえ、引き続き、TPPの合意内容や対策の内容、農業分野への影響等について丁寧に説明し、不安の払拭に努めてまいります。

一方で、TPPによりアジア太平洋に巨大な経済圏が生まれることは、日本の農業にとつて大きなチャンスであります。おいしく安全な農産物の輸出を初め、このチャンスを生かそうとする意欲のある農業者の取り組みを、あらゆる政策を総動員して力強く後押ししてまいります。

安倍内閣で取り組んできた農業改革をさらに進め、農業を成長産業化させることにより、国民への食料の安定供給、食料自給率、食料自給力の向上を図つてまいります。

なお、農産物の価格保障は、需要の動向にかかわらず、一定の価格を生産者に保障するため、消費者から選ばれない農産物の生産を助長し、ひいては農業の弱体化を招くおそれがあることから、問題が多いと考えております。

食の安全、薬価、労働、建設事業など、地域の仕事への影響についてお尋ねがありました。

TPP協定では、食品安全に関する規制や薬価の決定過程について制度の変更を求められていないこと、建設分野の政府調達制度の変更を求められていないこと、貿易等に影響を及ぼす形での労働条件の切り下げは認められていないことから、御指摘は当たりません。

なお、TPP協定を含めた成長戦略の実施により、経済の好循環を一層確かなものとし、雇用・所得環境の改善に取り組んでまいります。

米国の利害関係者が介入するのではないかとのお尋ねがありました。

医薬品等に関する附属書についての米国との間の交換公文では、薬価に関する手続について協議する用意があることを確認していますが、これは、従来から米国と行ってきた協議を相手側の要請に応じて行うことを確認したものです。

日本郵政の保険商品の販売は、米国の要求に対応しているものではありません。TPP協定の附属書では、郵便保険事業体における保険の提供の競争条件について規定されています。仮にこれらの内容に適合しない措置があるとされた場合には、申し立て国に協議の機会を与えることとなりますが、我が国にはこれらの内容に適合しない国内法令や政策は存在しないため、現状の変更を求められることはありません。

したがって、米国の利害関係者が、TPP協定を契機にこれまでよりも日本の制度に介入するようになるとの御指摘は当たりません。

TPP協定に基づく各種委員会及び再協議規定についてお尋ねがありました。

TPP協定に限らず、通商協定では、協定発効後に協定の実施や運用について各国間で協議を行うさまざまな委員会が設置されることは一般的です。将来の見直しや再協議に関する規定が設けられることも一般的で、TPP協定においても、複数の分野で見直しや再協議に関する規定が設けられておりますが、これは将来の合意について何ら予断するものではありません。

いずれにせよ、再協議を行ったとしても、我が国の国益に反し、国民生活を脅かすような合意を行うことはありません。

TPPの経済効果分析についてお尋ねがありました。

平成二十五年の試算は、TPP参加予定国の関税が全て即時撤廃され、国内対策を何も講じないことを前提としていました。このため、国内の農業者は体質改善に取り組む時間的猶予を与えられず、壊滅的な打撃を受けるとの結果が導かれました。

これに対し、今回は、関税削減、撤廃の効果を、守るべきものを守った実際の交渉結果を踏まえて分析しました。農林水産物については、複雑な国境措置を残したこと、個別品目ごとに精査し積み上げた生産量の見込みの数値を組み入れました。

その結果、農林水産物については、関税削減等の影響で価格低下による生産額の減少が生じるものの、体質強化対策による生産コストの低減、品質向上や経営安定対策などの国内対策により、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されるものと見込んでいます。

その上で、TPPの合意内容が貿易コスト引き下げ効果のあるさまざまなものを含んでいることを踏まえ、生産性向上や労働供給増の効果を含めて、より包括的な分析を行いました。

雇用効果については、TPPによる貿易・投資の拡大により、生産性上昇が実質賃金を押し上げる結果、労働供給は約八十万万人増加すると見込んでいます。

経済効果分析では、雇用の産業間移動が円滑に進むという前提になっており、実際においても、失業者がふえることのない労働移動が行われるよう必要な対策を講じていきます。

TPP協定は、あくまで手段にすぎません。その果実を実際に収穫するためには、TPPが開く新しいチャンスに果敢に挑まなければなりません。政策を総動員して、事業者や農林漁業者の積極的な行動を促し、最大限の経済効果を実現してまいります。(拍手)

○副議長(川端達夫君) 下地幹郎君。

(下地幹郎君登壇)

○下地幹郎君 おおさか維新の会の下地幹郎です。(拍手)

安倍総理、本日の本会議から始まる特別委員会でのTPP法案審議は、決して経済的観点だけでなく、安全保障の観点からも論議が必要であります。

アジアでは、中国が一带一路構想を掲げ、アジアインフラ投資銀行を設立し、経済的勢力の拡大

を目指すと同時に、軍事面においても南シナ海において七つの人工島を建設し、一方的に力によつて法による秩序を破壊しようとしています。

我が国は、法の支配、自由主義、民主主義を共有する国々と協調し、恒久的な平和環境を構築するために、アジアにおける経済連携の強化を図らなければなりません。その意味において、TPPによる通商ルールを確立することは、自由経済を一層発展させることになり、中国の軍事的、経済的覇権路線を抑えることとなります。

安倍総理、中国の軍事的、経済的拡大路線に對抗して、TPP連携はどのような効果をもたらすと考えますか。安倍総理の見解をお伺いします。

今、野党から、安保関連法を廃止する法案が提出されていますが、自民党の反対で審議が始まりません。我が党は、この法案に反対ですが、対案を準備いたしました。TPPと安全保障という観点からも、特別委員会と並行して安保委員会でも議論すべきであると考えますが、安倍総理の見解をお伺いします。

安倍総理、消費税の引き上げを来年の四月に予定どおり行うつもりですか、再度先送りされるつもりですか。明確なお答えをください。

TPPが発効すれば、アジア太平洋地域において、物、金、人、情報が行き来し、日本経済は成長すると、これまで総理は答弁されてきました。貿易が活性化し、国内への投資が拡大すれば、大企業、中小企業もその恩恵を受けることになることは間違いありません。

安倍総理は、TPPをアベノミクスの第三の矢に位置づけ、日本経済の成長に欠かすことのできない政策とし、消費税を予定どおり上げてもTPPで日本経済は成長すると言つてまいりました。しかし、私どもおおさか維新の会は、今回は、TPPを議会で批准し、消費税の来年四月の引き上げは延期するという決断をすべきであると考えております。TPPの経済効果を最大限に日本経

済の成長に向けてることを選択すべきだと考えるからであります。総理の見解をお聞かせください。

政府は、三回TPPの試算を公表しました。GDPの伸び率、農林水産物の生産減少額であります。しかし、三回とも想定条件を変え、結果はばらばらで、国民の信頼を得るものに至っておりません。

安倍総理、TPPの国民の信頼を得るために、これが政府の最終的なTPP試算ですという新たな試算を特別委員会に提出すべきではありませんか。安倍総理の見解をお聞かせください。

平成二十二年十月、当時の菅総理がTPP交渉への参加を表明し、平成の開国と位置づけ、国内論議がスタートしました。そして、平成二十三年十一月、野田総理が、日米首脳会談で初めて米国に対し、交渉参加に向け各国と協議に入ると意思を表明しました。

民進党は、TPP協定に賛成した民主党、TPP協定に積極的に賛成した維新の党が合併してできた政党です。民進党が万一TPP法案に反対すれば、国民は政策に一貫性のない政党と判断することになるでしょう。

一方、自民党、公明党は、平成二十四年の衆議院選挙で、聖域なき関税撤廃を前提にする限り、TPP交渉参加に反対という公約を掲げ、安倍政権が誕生しました。その翌年二月の日米首脳会談で、安倍総理は、日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品というように、両国ともに二国間貿易上の配慮しなければいけない課題が存在することを認識し、一方的に全ての関税の撤廃を約束するものではないと確認したとして、平成二十五年三月に交渉参加の決断をいたしました。

安倍総理、今、この時点でも、聖域なき関税撤廃に反対するという当初の選挙公約は守られたとお考えになっているのか、安倍総理の見解をお聞かせください。

次に、TPP批准後の消費者行政の対応について

て提案します。

TPPで我が国の食品の安全、安心は脅かされることはないこれまで政府は言い切っておりませんでした。しかし、我が国には、これまで以上に輸入食品が国民の口に入る機会が確実に多くなることは明らかです。

海外から輸入される安い多くの食品は、消費者の家計を助ける反面、本当に安全な食品なのか、不安は増すばかりです。我が国の消費者、我が国の輸出品を手にする海外の消費者を守るために、我が国の消費者行政の強化と国際的な消費者行政の連携が極めて重要であります。

そこで、河野大臣にお聞きします。

我が国の消費者行政を担う組織に目を向けると、三百人の小さな組織です。我が国の消費者行政がTPP加盟国の模範となるためにも、我が党としては、消費者庁を消費者省に格上げし、攻めの消費者行政をすべきだと考えています。

今、消費者庁を徳島に移すという超ミクロな話がありますが、もっと大きな位置づけに消費者庁を置くべきではありませんか。河野大臣の見解をお聞かせください。

最後に、イギリスの大政治家チャーチルは、終生保護貿易に異を唱え、グローバル世界経済の秩序の確立に心を尽くしました。彼は一貫して自由貿易主義を主張し、その理念を貫くために、保守党から自由党へくらがえまで行いました。

自由市場を破壊したら闇市場をつくることになつてしまう、これはチャーチルの名言です。きょうから始まるTPP法案批准のための論議は、決して甘利問題、交渉手続の透明性の論議に終始することなく、TPPの本質を見据えて、大きな視点から特別委員会の議論を行うべきであることを申し上げ、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 下地幹郎議員にお

答えをいたします。

TPPの戦略的意義についてお尋ねがありました。

TPP協定は、単なる貿易自由化の枠組みではありません。日米両国を初め、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった基本的価値を共有する国々が、新しい経済ルールをつくるものです。これは、二十一世紀にふさわしい国際秩序を誰が構築するかという問題であり、まさに国家百年の計であります。

大筋合意後、韓国、台湾、フィリピン、インドネシア、タイ等が、TPP参加に強い関心を表明しました。アジア太平洋に世界の四割の経済圏が生まれる。その求心力で、TPPは各国の経済改革の目標となり、法の支配が及ぶ範囲が拡大します。基本的価値を共有する国々が経済のきずなを深め、さらにその輪を広げていく。それは地域の安定に資するものであり、そこにTPPの戦略的意義があります。

平和安全法制に関する法案審議についてのお尋ねがありました。

野党五党が提出された法案や御党で準備されている対案の取り扱いについては、議員立法に関するものであることから、基本的に国会において御判断いただくべきものと考えています。

その上で申し上げれば、平和安全法制は、さきの通常国会で戦後最長の延長を行い、二百時間を超える充実した審議の結果、野党三党の賛成も得て成立したものであり、政府としてはベストなものと考えております。

消費税率引き上げとTPP協定の批准についてお尋ねがありました。

TPPは、八億人市場、世界の四割経済圏を生み出す中で、我が国独自の技術や地方の特産品の海外展開を容易にし、海外からの直接投資を拡大させるものであり、日本経済が中長期的に力強く成長していく基礎となります。

今後、これを我が国の成長戦略の切り札として、政策を総動員し、最大限の経済効果を実現してまいります。

他方、来年四月の消費税率一〇％への引き上げは、世界に冠たる社会保障制度を次世代に引き渡す責任を果たすとともに、市場や国際社会から国の信頼を確保するためのものであり、リーマン・ショックや大震災のような重大な事態が発生しない限り、予定どおり実施します。経済の好循環を力強く回していくことにより、そのための経済状況をにつくり出していきます。

TPPの経済効果分析についてお尋ねがありました。

平成二十五年の試算は、TPP参加予定国の関税が全て即時撤廃され、国内対策を何も講じないことを前提としていました。このため、国内の農業者は体質改善に取り組む時間的猶予を与えられず、壊滅的な打撃を受けるとの結果が導かれました。

これに対し、今回は、関税削減、撤廃の効果を、守るべきものを守った実際の交渉結果を踏まえて分析しました。農林水産物については、複雑な国境措置を残したこと、個別品目ごとに精査し積み上げた生産量の見込みの数値を組み入れました。

その結果、農林水産物については、関税削減等の影響で価格低下による生産額の減少が生じるものの、体質強化対策による生産コストの低減、品質向上や経営安定対策などの国内対策により、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されるものと見込んでいます。

その上で、TPPの合意内容が貿易コスト引き下げ効果のあるさまざまなものを含んでいることを踏まえ、生産性向上や労働供給増の効果を含めて、より包括的な分析を行いました。現時点における最も適切な分析結果と考えております。TPP協定は、あくまで手段にすぎません。そ

の果実を実際に収穫するためには、T P Pが開く新しいチャンスに果敢に挑まなければなりません。政策を総動員して、事業者や農林漁業者の積極的な行動を促し、最大限の経済効果を実現してまいります。

公約との関係についてお尋ねがありました。

二〇一二年の衆議院選挙における自由民主党の公約は、聖域なき関税撤廃を前提とする限り、T P P交渉の参加に反対するというものであります。

政権発足後間もない二〇一三年二月には、オバマ大統領との首脳会談で、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することは求められないことなどを直接確認した上で、交渉参加を決断しました。

我が国は、交渉を主導することで、農林水産品の約二割について関税等による保護を維持しました。厳しい交渉の中で国益にかなう最善の結果を得ることができました。こうして、自由民主党がT P P交渉参加に先立つて掲げた国民の皆様とのお約束は、しっかりと守ることができたと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣河野太郎君登壇)

○国務大臣(河野太郎君) 下地幹郎議員にお答えします。

消費者庁を消費者省に格上げすべきではないかとの質問がございました。

消費者庁は消費者省に格上げするべきではないかとの質問がございました。消費者庁の形態については、内閣府の外局である庁という仕組みを維持し、内閣総理大臣を主任の大臣とし、特命担当大臣がそれを助け、消費者庁の事務を掌理することとしたいと思います。

これにより、例えば消費者安全法における措置要求についても、内閣総理大臣から担当大臣に求めることができることとなっております。

消費者の権利を守るために消費者庁が常に牙をむき、それを積極的に使っていくことが重要であると考えております。(拍手)

○副議長(川端達夫君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(川端達夫君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時十一分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	安倍 晋三君
法務大臣	岩城 光英君
外務大臣	岸田 文雄君
文部科学大臣	馳 浩君
農林水産大臣	森山 裕君
国務大臣	石原 伸晃君
国務大臣	河野 太郎君
出席内閣官房副長官及び副大臣	
内閣官房副長官	萩生田光一君
内閣府副大臣	高島 修一君
外務副大臣	木原 誠二君

議長報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

石崎 徹君	補欠	門山 宏哲君
松本 洋平君		勝沼 栄明君
阿部 知子君		郡 和子君
勝沼 栄明君		松本 洋平君
門山 宏哲君		石崎 徹君
郡 和子君		阿部 知子君

法務委員

辞任

上川 陽子君	長尾 敬君
宮川 典子君	中川 郁子君
若狭 勝君	長坂 康正君
中川 郁子君	瀬戸 隆一君
瀬戸 隆一君	宮川 典子君
長尾 敬君	上川 陽子君
長坂 康正君	若狭 勝君

外務委員

辞任

小林 鷹之君	務台 俊介君
辻 清人君	門山 宏哲君
松島みどり君	根本 幸典君
笠井 亮君	赤嶺 政賢君
門山 宏哲君	國場幸之助君
根本 幸典君	あべ 俊子君
あべ 俊子君	堀内 昭子君
國場幸之助君	辻 清人君
堀内 昭子君	松島みどり君
務台 俊介君	小林 鷹之君
赤嶺 政賢君	笠井 亮君

文部科学委員

辞任

尾身 朝子君	宮路 拓馬君
下村 博文君	宗清 皇一君
船田 元君	中谷 真一君
笠 浩史君	本村賢太郎君
中谷 真一君	尾身 朝子君
宮路 拓馬君	下村 博文君
宗清 皇一君	笠 浩史君
本村賢太郎君	田畑 裕明君

経済産業委員

辞任

尾身 朝子君	補欠	木村 弥生君
大昌 章宏君		小山 展弘君
木村 弥生君		古川 康君
古川 康君		尾身 朝子君
小山 展弘君		大昌 章宏君

国土交通委員

辞任

大塚 高司君	補欠	中谷 真一君
大西 英男君		池田 道孝君
山本 公一君		武部 新君
泉 健太君		福島 伸享君
池田 道孝君		神田 憲次君
神田 憲次君		大西 英男君
武部 新君		山本 公一君
中谷 真一君		大塚 高司君
福島 伸享君		泉 健太君

環境委員

辞任

小倉 将信君	補欠	村井 英樹君
牧原 秀樹君		田野瀬太道君
村井 英樹君		勝沼 栄明君
勝沼 栄明君		小倉 将信君
田野瀬太道君		牧原 秀樹君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員

一、昨四日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法案(谷川弥一君外十五名提出、衆法第一八号)

内閣委員会 付託

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五一五号)

環境委員会 付託

一、昨四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第三八号)

総務委員会 付託

株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第二五五号) 財務金融委員会 付託

(質問書提出)

一、昨四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

成年後見制度の利用と各種資格等の欠格事由に関する質問主意書(初鹿明博君提出)

名護市辺野古岬沖において市民が不当に拘束された事案に関する質問主意書(仲里利信君提出)

ジョセフ・ステイグリッツ教授、ポール・クルーグマン教授による消費税引き上げに関する発言に関する質問主意書(山井和則君提出)

(答弁書受領)

一、去る一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員逢坂誠二君提出放送法第四條第一項第二号の放送の政治的公平に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出内閣法制局長官による核兵器使用に係る発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出日本国憲法第九十條と特定秘密の保護に関する法律第十條第一項の文言上の齟齬に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出特定秘密の保護に関する法律第十條第一項の解釈に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出横昌内閣法制局長官の答弁と核兵器の不拡散に関する条約との整合性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員奥野総一郎君提出遺伝子組み換え食品の表示に関する質問に対する答弁書

衆議院議員仲里利信君提出鉄軌道計画の本格スタートに向けた政府の支援や取り組みに関する質問に対する答弁書

衆議院議員照屋寛徳君提出辺野古代執行訴訟の和解にともなう工事中止等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出核燃料サイクルによる発電コストの試算に関する質問に対する答弁書

衆議院議員大西健介君提出消費者庁の地方移転に関する質問に対する答弁書

平成二十八年三月二十二日提出
質問 第一一〇三号
放送法第四條第一項第二号の放送の政治的公平に関する質問主意書
提出者 逢坂 誠二

放送法第四條第一項第二号の放送の政治的公平に関する質問主意書

放送法第四條第一項では、「放送事業者は、国内放送及び内外放送の放送番組の編集に当たつては、次の各号の定めるところによらなければならない」として、放送事業者が番組編集するに当たつての準則、いわゆる番組編集準則が定められている。この準則の一つとして、放送法第四條第

一項第二号で、「政治的に公平であること」が求められている。

他方、日本国憲法第二十一條では、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」と示されており、放送法第四條第一項第二号との整合性が問題となる。

このような観点から、以下質問する。

一 日本国憲法第二十一條に規定する表現の自由の観点から、放送においてこれを規定できる理由について、政府の見解を示されたい。

二 放送法第四條第一項第二号でいう「政治的に公平」とは具体的にどのような手続きで担保されると考えているのか。また「公平であること」を判断するのは誰か。政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九〇第二〇三号
平成二十八年四月一日
内閣総理大臣臨時代理 國 務 大 臣 麻 生 太 郎

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員逢坂誠二君提出放送法第四條第一項第二号の放送の政治的公平に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員逢坂誠二君提出放送法第四條第一項第二号の放送の政治的公平に関する質問に対する答弁書

一 放送は、不特定多数に対し、同時に同じ情報を安価に提供することが可能であり、かつ、家庭において容易に受信が可能であるという物理的特性から大きな社会的影響力を有しているとともに、特に無線の放送は、有限希少な国民的資源である電波の一定の帯域を排他的かつ独占的に占有しており、公平及び社会的影響力の観点から公共の福祉に適合することを確保する必要があることから、放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第四條第一項第二号は、いわゆる放送番組編集の準則の一つとして、「政治的に公平であること」を規定しているものと承知している。

二 放送番組は、放送事業者の自主自律によつて編集されるべきものであり、放送法第四條第一項の規定の遵守についても、同法第五條、第六條等の規定に従つて、放送事業者において自律的に行われることが基本と考える。

平成二十八年三月二十三日提出
質問 第一一〇四号
内閣法制局長官による核兵器使用に係る発言に関する質問主意書
提出者 鈴木 貴子

内閣法制局長官による核兵器使用に係る発言に関する質問主意書
本年三月十八日参議院予算委員会に於ける、内閣法制局長官の「憲法上、あらゆる種類の核兵器の使用がおよそ禁止されているというふうには考えていない」との発言を踏まえ、以下質問する。

一 先の内閣法制局長官の発言は、日本政府による核兵器の使用は憲法上禁止されていない、即ち日本政府による核兵器の使用は憲法上認められているとの見解が確認を求めらる。

二 過去の質問主意書に対する答弁書及び委員会に於ける政府答弁により、日本政府による核兵器の保有は憲法上禁止されていない、即ち日本政府による核兵器の保有は憲法上認められているとの見解を示されているが、改めて確認を求めらる。

三 日本国憲法第九十八條に「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命

令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」とあるが、核兵器不拡散条約の締結国である日本政府として、日本国憲法と日本国が締結した核兵器不拡散条約、どちらが優位に立つか説明を求めめる。右質問する。

内閣衆質一九〇第二〇四号
平成二十八年四月一日

内閣総理大臣臨時代理 麻生 太郎
国務大臣 大島 理森殿

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員鈴木貴子君提出内閣法制局長官による核兵器使用に係る発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出内閣法制局長官による核兵器使用に係る発言に関する質問に対する答弁書

一及び二について

我が国は、いわゆる非核三原則により、憲法上は保有することを禁ぜられていないものを含めて政策上の方針として一切の核兵器を保有しないという原則を堅持している。また、原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)において、原子力利用は平和の目的に限り行う旨が規定され、さらに、我が国は、核兵器の不拡散に関する条約(昭和五十一年条約第六号)上の非核兵器国として、核兵器等の受領、製造等を行わない義務を負っており、我が国は一切の核兵器を保有し得ないこととしていっているところである。

その上で、従来から、政府は、憲法第九条と核兵器との関係についての純法理的な問題として、我が国には固有の自衛権があり、自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、憲法第九条第二項によっても禁止されているわけ

ではなく、したがって、核兵器であっても、仮にそのような限度にとどまるものとするとすれば、それを保有することは、必ずしも憲法の禁止するところではないが、他方、右の限度を超える核兵器の保有は、憲法上許されないものであり、このことは核兵器の使用についても妥当すると解しているところであり、平成二十八年三月十八日の参議院予算委員会における横畠内閣法制局長官の答弁もこの趣旨を述べたものである。

三について

一及び二について述べたとおり、純法理的な問題として、憲法第九条は、一切の核兵器の保有及び使用をおよそ禁止しているわけではなく、と解されるが、その保有及び使用を義務付けているというものでないことは当然であるから、核兵器を保有及び使用しないこととする政策的選択を行うことは憲法上何ら否定されていないのであり、現に我が国は、そうした政策的選択の下に、非核三原則を堅持し、更に原子力基本法及び核兵器の不拡散に関する条約により一切の核兵器を保有し得ないこととしていっているところであつて、憲法と核兵器の不拡散に関する条約との間に、お尋ねのような効力の優劣関係を論ずるべき抵触の問題は存在しない。

平成二十八年三月二十三日提出
質問 第一二〇五号

日本国憲法第九十条と特定秘密の保護に関する法律第十條第一項の文言上の齟齬に関する再質問主意書

提出者 逢坂 誠二

日本国憲法第九十条と特定秘密の保護に関する法律第十條第一項の文言上の齟齬に関する再質問主意書

の保護に関する法律第十條第一項の文言上の齟齬に関する質問主意書(第一九〇回国会質問第一八四号)に対する答弁書(内閣衆質一九〇第一八四号)以下「答弁書」という)の内容に疑義があるため、改めて以下のとおり質問する。

一 答弁書では、「そもそも特定秘密の保護に関する法律第十條第一項の規定は「特定秘密であることを理由として、会計検査上の必要があるとして求められた資料の提出を拒むことも実務上および考えられず」と示されているが、どのような根拠をもつて、「実務上および考えられず」と考えているのか。政府の見解を示されたい。

二 答弁書でいう「会計検査上の必要があるとして求められた資料の提出を拒むことも実務上および考えられず」という判断を担保するための具体的な手段はどのようなものなのか。政府の見解を示されたい。

内閣衆質一九〇第二〇五号
平成二十八年四月一日

内閣総理大臣臨時代理 麻生 太郎
国務大臣 大島 理森殿

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員逢坂誠二君提出日本国憲法第九十条と特定秘密の保護に関する法律第十條第一項の文言上の齟齬に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出日本国憲法第九十条と特定秘密の保護に関する法律第十條第一項の文言上の齟齬に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

会計検査院に対しては、その憲法上の役割の重要性を十分に認識し、従来から、検査の目的

に照らして必要かつ十分な範囲のものとなるよう実務上の調整を行った上で資料を提供してきたと認識しており、特定秘密の提供に際しても、その実務上の調整の過程で我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないことを確認できるため、前回の答弁書(平成二十八年三月二十二日内閣衆質一九〇第一八四号)二から四までについてにおいて「特定秘密であることを理由として、会計検査上の必要があるとして求められた資料の提出を拒むことも実務上および考えられ」ないとしたものである。

平成二十八年三月二十三日提出
質問 第一二〇六号

特定秘密の保護に関する法律第十條第一項の解釈に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

特定秘密の保護に関する法律第十條第一項の解釈に関する質問主意書

特定秘密の保護に関する法律第十條第一項の解釈について、疑義があるので、以下質問する。

一 特定秘密の保護に関する法律第十條第一項の規定によれば、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれのある特定秘密は、公益上の必要があつたとしても、提供できないものがある」と解してよいのか。政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九〇第二〇六号
平成二十八年四月一日

内閣総理大臣臨時代理 麻生 太郎
国務大臣 大島 理森殿

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員逢坂誠二君提出特定秘密の保護に関する法律第十條第一項の解釈に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出特定秘密の保護に関する法律第十條第一項の解釈に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれのある特定秘密」の意味するところが明らかでなく、お答えすることは困難である。

なお、特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第十條第一項第一号に掲げる場合における特定秘密の提供は、その提供を受ける者が公益上特に必要があると認められる一定の業務等において当該特定秘密を利用する場合であつて、これを利用し、又は知る者がその保護のために必要な措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるときに限り行われる。

平成二十八年三月二十三日提出
質問 第一一〇七号

横畠内閣法制局長官の答弁と核兵器の不拡散に関する条約との整合性に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

横畠内閣法制局長官の答弁と核兵器の不拡散に関する条約との整合性に関する質問主意書

横畠裕介内閣法制局長官は、平成二十八年三月十八日の参議院予算委員会において、「我が国を防御するための必要最小限度のものにちろん限られるということですが、憲法上全てのあらゆる種類の核兵器の使用がおよそ禁止されているというふうには考えておりません」（「本答弁」といふ。）と答弁している。

他方、我が国も批准している「核兵器の不拡散

に関する条約（NPT）という。」の第二条では、

「締約国である各非核兵器国は、核兵器その他の核爆発装置又はその管理をいかなる者からも直接又は間接に受領しないこと、核兵器その他の核爆発装置を製造せず又はその他の方法によつて取得しないこと及び核兵器その他の核爆発装置の製造についていかなる援助をも求めず又は受けないことを約束する」と規定されており、本答弁との整合性が問題となる。

このような観点から、以下質問する。

一 NPTで保持も認められていない核兵器を非核兵器国である日本が使用することは、不可能だと思われる上、そもそもNPTに違反すると思われる。本答弁とNPTとの整合性をどのように考えているのか。政府の見解を示されたい。

二 日本国憲法第九十八條第二項では、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と示されており、NPTに違反する「憲法上全てのあらゆる種類の核兵器の使用がおよそ禁止されている」というふうには考えておりません」という横畠内閣法制局長官の見解は日本国憲法にも反する見解であると思われる。政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九〇第二〇七号

平成二十八年四月一日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出横畠内閣法制局長官の答弁と核兵器の不拡散に関する条約との整合性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出横畠内閣法制局長官の答弁と核兵器の不拡散に関する条約との整合性に関する質問に対する答弁書

一及び二について

我が国は、いわゆる非核三原則により、憲法上は保有することを禁ぜられていないものを含めて政策上の方針として一切の核兵器を保有しないという原則を堅持している。また、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）において、原子力利用は平和の目的に限り行う旨が規定され、さらに、我が国は、核兵器の不拡散に関する条約（昭和五十一年条約第六号）上の非核兵器国として、核兵器等の受領、製造等を行わない義務を負っており、我が国は一切の核兵器を保有し得ないこととしており、政府の見解を示されたい。

その上で、従来から、政府は、憲法第九條と核兵器との関係についての純法理的な問題として、我が国には固有の自衛権があり、自衛のため必要最小限度の実力を保持することは、憲法第九條第二項によつても禁止されているわけではなく、したがつて、核兵器であっても、仮にそのような限度にとどまるものがあるとするれば、それを保有することは、必ずしも憲法の禁止するところではないが、他方、右の限度を超える核兵器の保有は、憲法上許されないものであり、このことは核兵器の使用についても妥当すると解しているところであり、平成二十八年三月十八日の参議院予算委員会における横畠内閣法制局長官の答弁もこの趣旨を述べたものであつて、我が国が核兵器の不拡散に関する条約を遵守し、これに違反することがないことは、当然の前提としているものである。

平成二十八年三月二十三日提出
質問 第一一〇八号

遺伝子組み換え食品の表示に関する質問主意書

提出者 奥野総一郎

遺伝子組み換え食品の表示に関する質問主意書

大豆やトウモロコシなどの遺伝子組み換え食品の輸入が増えていると承知しているが、消費者から見た場合、遺伝子組み換え食品が含まれているか、いないのかその表示がわかりにくい、この指摘がある。

そこで、以下質問する。

一 食品表示法では、大豆やトウモロコシなど八作物、三十三加工食品の遺伝子組み換え食品について表示義務があると承知しているが、食肉や、食用油が対象外となつていないのはなぜか。
二 三十三加工食品についても、遺伝子組み換え農作物が意図せず混入しても五％以下の場合、義務を逃れられると承知している。その基準が〇・九％未満となつていない欧州連合（EU）に比べ、甘くないか。

三 遺伝子組み換え食品の表示については「大豆（遺伝子組み換え）など、文字のみの義務付けで、わかりづらい」と考える。遺伝子組み換え農作物を使用しているのか、いないのか、それぞれ一目でわかるようなわかりやすいマークを定め、表示を義務付けるべき、との意見もあるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十八年四月五日 衆議院會議録第二十二号 議長の報告

内閣衆質一九〇第二〇八号
平成二十八年四月一日

内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 麻生 太郎

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員奥野総一郎君提出遺伝子組み換え食品の表示に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員奥野総一郎君提出遺伝子組み換え食品の表示に関する質問に対する答弁書

一について
組換えDNA技術を用いて生産された農産物又はそれを主な原材料とする加工食品である旨等の表示義務の対象については、適正な監視指導を実施する観点から、組換えDNA技術を用いたものであることを科学的に検証できる食品であることが適当であると考えている。このため、お尋ねの食用油のように、組み換えられたDNA及びそれにより生成されたたんぱく質（以下「組み換えられたDNA等」という。）が製造又は加工の過程において除去又は分解され、これらを含むことを科学的に検証することができないものについては、現行の食品表示制度においては当該表示義務の対象としていない。

また、お尋ねの「食肉」については、その趣旨が必ずしも明らかではないが、組換えDNA技術を用いて生産された農産物を原材料とする飼料を与えられた家畜から生産された食肉については、組み換えられたDNA等が家畜体内で消化酵素により分解され、食肉には残存しないことから、表示義務の対象としていない。

二について
御指摘の欧州連合の基準については承知しているが、我が国における五パーセントという基準については、大豆及びとうもろこし並びにこれらを原材料とする加工食品について設定され

ており、これらの生産、流通実態を考慮すると、遺伝子組換え食品が混入しないよう分別管理を生産段階から適切に行つた場合でも、現実的には遺伝子組換え食品を完全に分別することが困難であり、最大で五パーセント程度混入することは否定できない事情を勘案して定めるところである。

三について

食品表示制度における義務表示の検討に当たっては、表示可能面積が限られていることを考慮する必要があり、御指摘の「遺伝子組み換え農作物を使用しているのか、いないのか、それぞれ一目でわかるようなわかりやすいマークを定め、表示を義務付けることについては、慎重に検討する必要があると考えている。

平成二十八年三月二十四日提出
質問 第二一〇九号

鉄軌道計画の本格スタートに向けた政府の支援や取り組みに関する質問主意書

提出者 仲里 利信

鉄軌道計画の本格スタートに向けた政府の支援や取り組みに関する質問主意書

去る三月十日、沖縄県議会二月定例会の総務企画委員会に於いて、謝花喜一郎企画部長は「一九年度の着工に向け、一六年中にルート案を決定し、一七年度に国との調整に着手したい」との考えを明らかにした。いよいよ沖縄県民が待ち望んでいた鉄軌道計画の本格スタートである。鉄軌道のメリットはいろいろあると思われるが、何と言つても定時・定速・大量輸送に尽きる。また、沖縄県内の慢性的な交通渋滞の解消や那覇市とその周辺部に集中している至不定住園の改善と拡大が期待できることから、県民はこぞって歓迎の意を明らかにしている。鉄軌道計画については、これまで幾多の紆余曲折を経ながら、ようやくこ

まで辿り着いてきたわけであるが、このことに関して、改めて政府や沖縄関係者に謝意を表したい。今後着工に向けても解決すべき問題は多々あるものと推測するが、沖縄振興の一丁目一番地で、大きな柱であることを忘れずに、引き続き関係各位のご奮闘とご尽力をお願いしたい。

ところで、鉄軌道計画の本格スタートに向けた政府の支援や取り組みについて、巷間に色々と取りざたされているところである。本職は、政府の真意を伺うため、二〇一五年二月十二日の質問第五八号で質問を行い、二月二十日に答弁を得たところである。その際、本職から、沖縄県は成長著しい東アジア地域のダイナミズムと連動して、巨大市場の中心に位置する沖縄の地理的優位性と長年培ってきたソフトパワーを生かして経済成長を描くことを基本方針としていること、その原点となるのが、沖縄本島を網羅する鉄道網や空の玄関口となる那覇空港第二滑走路の増設やターミナルビルの整備であることを指摘して、鉄軌道の必要性について指摘をして政府の姿勢や取り組みを促したつもりであったが、如何せん満足はいく答弁を得ることができなかった。

そのため、今回改めて本職は、政府に次の七件について問い質しておきたい。すなわち、今回の鉄軌道計画は、①沖縄に戦前・戦中整備・運用されていた軽便鉄道が大戦の空襲で壊滅的な損害を被り、以後沖縄県内に鉄軌道が復旧・整備されなかったことに対する戦時補償としての位置づけがあるか、②日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に基づき、国において承継した国鉄長期債務の支払い財源として、たばこ特別税収等を充てたわけであるが、国鉄の恩恵を全く被っていない沖縄県民に対しても一方的に徴収したことをどう位置づけるのか、③沖縄県内では、定時・定速・大量輸送の交通機関がなかったため、極めて高い自動車依存型社会が形成されてしまった。そのため現在では、あらゆる面で弊害が生じ

始めている。抜本的な対策を講じることが喫緊の課題となっているが、どう位置づけるのか、④沖縄県の人口は約四百四十二万人であるが、そのうち沖縄本島の中部都市圏に約八割の人口が集中するという極めて至不構造となっている。このため沖縄本島の均衡ある発展を期するために、どう位置づけるのか、⑤世界水準の観光リゾート地の形成を図るために、どう位置づけるのか、⑥政府と沖縄県の認識は共有されているか、⑦全国新幹線鉄道整備法を参考とした、持続的な運営を可能とする特例制度創設に向けた取り組み等の早期着手に関する要請にどう応える考えか、である。以上のことを踏まえてお尋ねする。

一 まず、①については、沖縄には戦前、戦中に那覇を起点に嘉手納、与那原及び糸満の三方面を結ぶ沖縄県営鉄道軽便鉄道があり、中部地域の人及び物の輸送と移動に大きく貢献していたが、空襲により完全に破壊された。その後、那覇空港と那覇市首里・浦添市西原を結ぶ、又は結ぶ予定のモノレールが整備されたもののその恩恵は一部の地域だけに限定されている。沖縄本島全域をカバーする定時・定速・大量輸送の交通機関は整備されていない。政府は戦時補償の一環として、他県では公共企業体として国鉄を成立・発足させ、また潤沢な国費を投じて全国の津々浦々まで鉄道網を整備して輸送力を拡大することにより、多大な恩恵を地域にもたらしたことからすれば、沖縄県における鉄軌道の整備計画に対しても戦時補償の一環として位置付けて、政府の主導により整備を行うべきではないか。

二 次に、②については、国鉄長期債務の支払い財源として、たばこ特別税収及び一般会計国債費等を充当したものであり、広く薄く、国民全体で負担すべきとの考えによるものと承知している。ちなみに平成十一年度から平成二十二年までの十二力年にかけて、沖縄県内で課税

されたたばこ特別税は、沖縄県企画部の資料によれば、年税額で約十八億円、十二カ年間の累計で約二百二億円が徴収されている。そうであるならば、国鉄の恩恵を全く被ってこなかったのにも関わらず国鉄の長期債務の支払いを一方的に強いられた沖縄県民への償いの意味を含めて、沖縄県が要望するように、鉄道の整備や運営に要する経費については、全国新幹線鉄道整備法を参考とした、持続的な運営を可能とする特例制度を政府が創設して、広く薄く国民全体で負担するよう主導すべきではないか。

三 次に、③については、沖縄県内の自動車保有台数は、復帰の昭和四十七年と平成二十三年を比較すると、約五倍に増加している。また、沖縄本島内のバス輸送人員は、昭和六十年と平成二十三年を比較すると、約七割弱減少している。また観光客の増加に伴いレンタカーも飛躍的に増大している。これら急激な自動車交通の増加に対して、道路整備等が追いつかず中南部都市圏では一般道路の平均旅行速度が時速十三、九kmであり、東京都二三区や大阪市、名古屋市の三大都市圏の十六kmよりも低く、慢性的な交通渋滞を招いている。さらに沖縄総合事務局が行った「交通渋滞の年間経済損失、南部で七百八十八億円」、沖縄県における渋滞損失時間に関する分析結果、那覇都市圏人口一人当たり損失時間約六十一万人時間／年との調査結果も公表されている。また自動車依存型社会の弊害は、交通渋滞や高齢者の交通事故、二酸化炭素排出量、メタボリックシンドロームの割合の増加等にも現れるようになってきている。もはや沖縄県内のこのような現状を鑑みただけでなく、一地方の問題とすべきものではなく、国を挙げて改善を施すべき問題として捉えるべきであり、そのためにもやはり鉄道を早急に整備して、沖縄本島の南北骨格軸として広域移動を支え、那覇―名護間を一時間で結ぶようにすべきではないか。

四 次に、④については、沖縄本島の中南部都市圏に人口が集中することにより、交通渋滞や住居難、学校・保育所の確保等深刻な社会問題が生じている。また、他地域では若年者が流出して過疎化と高齢化が進むという弊害も見られるようになってきている。沖縄本島の均衡ある発展のためには、地域の実情に応じた公共交通サービス確保が課題となっており、このため、このため、沖縄本島全域を定住圏とすることが可能な鉄道を早急に整備すべきではないか。

五 次に、⑤については、沖縄県は、自立型経済の構築を目指す手段の一つとして、世界に誇れる美しい海と自然、文化、歴史等を売り物とした世界水準の観光リゾート地の形成を目指しているところである。そのような中であって、現下の交通事情からレンタカーを活用せざるを得ない観光客から、慢性的な交通渋滞や交通移動の不便さの改善を求めるクレームが相次いでいる。沖縄経済の自立化を図る根幹である観光振興のためには交通手段の改善が求められているところであり、また鉄道の整備も要望されているところであるが、政府の認識と見解はどうか。

六 次に、⑥については、冒頭で説明したように、沖縄県の企画部長は、那覇空港の第二滑走路の整備終了に合わせるため、「一九九年度の着工に向け、一六年中にルート案を決定し、一七年度に国との調整に着手したい」との考えを明らかにしている。政府は、沖縄県のこのような考えに対して、同様な認識と考えを共有しているものと承知しているところであるがどうか。

七 次に、⑦については、沖縄県が平成二十六年六月十八日付け「沖縄鉄道の導入決定・早期着工について(要請)」において、要請を行ったところである。これは、地域公共交通確保維持改善事業補助金(鉄道軌道安全輸送設備等整備事業)における補助率が1/3であるのに対して、整備新幹線方式における特例制度では補助率が2/3で、かつ、地方負担分に特別交付税措置があるため、地方の実質的な負担が十二、三、十八、三%と大幅に軽減されることから、敢えて全国新幹線鉄道整備法を参考とした、持続的な運営を可能とする特例制度の創設を要請したものである。これまで新幹線やJR、旧国鉄の恩恵を全く被ってこなかったのにも関わらず、負債の清算に当たっては一方的に徴収されてきた沖縄県民に対しては、今回、鉄道の整備に当たってせめて幾許かの特例的な恩恵をもたらすべきであると考え、政府の認識と見解を伺う。

右質問する。

内閣衆質一九〇第二〇九号

平成二十八年四月一日

内閣総理大臣臨時代理 麻生 太郎
国務大臣 大島 理森殿

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員仲里利信君提出鉄道計画の本格スタートに向けた政府の支援や取り組みに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員仲里利信君提出鉄道計画の本格スタートに向けた政府の支援や取り組みに関する質問に対する答弁書

一 について
沖縄県内における交通の状況に鑑み、内閣府において、沖縄の鉄道等に関する調査を実施してきているところであり、また、平成二十八年度予算において、沖縄における鉄道等導入課題検討に必要な経費として一億五千三十四万六千円を計上し、引き続き調査を行っていく考えである。

二及び七については、沖縄県が御指摘の「全国新幹線鉄道整備法を参考とした、持続的な運営を可能とする特例制度」の創設を要望していることは承知しているが、その詳細が明らかでないことから、お答えすることは困難である。

三から五までについて
鉄道事業を営むようとする者から、鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第四条の規定による鉄道事業の許可の申請等がなされた場合においては、適切に対応してまいりたい。

六について
本年三月十日の沖縄県議会平成二十八年第一回議会の総務企画委員会において、御指摘のような発言があったことは承知している。

平成二十八年三月二十四日提出
質問 第一一〇号

辺野古代執行訴訟の和解にともなう工事中止等に関する質問主意書

提出者 照屋 寛徳

辺野古代執行訴訟の和解にともなう工事中止等に関する質問主意書

辺野古新基地建設をめぐる、昨年十一月十七日に国土交通大臣(以下、国という)が沖縄県知事を被告として福岡高等裁判所那覇支部(以下、福岡高裁那覇支部という)に提起していた「地方自治法(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)第二百四十五条の八第三項の規定に基づく埋立承認処分取消処分取消命令請求事件」(以下、辺野古代執行訴訟という)は、去る三月四日に裁判上の和解が成立した。

右和解成立によつて、沖縄防衛局は、和解条項第二項に基づき、辺野古新基地建設に係る「埋立工事」を直ちに中止することとなった。

ところが、国は、和解条項第八項に定める「本件埋立事業に関する円満解決に向けた協議を行う」との主旨に反し、一度の協議も開かれないまま

ま、三月七日に地方自治法第二百四十五条の七第一項に規定する是正の指示を沖縄県に発出した。右是正の指示を不服として、沖縄県は三月十四日に国地方係争処理委員会に審査を申し出た。その際、沖縄県が、同指示は「当該是正の要求等の内容及び理由を記載した書面を交付しなければならぬ」と定めた同法第二百四十九条の規定に反し、違法であると主張したところ、国は三月十六日に同指示を撤回した上で、理由を付して改めて是正の指示を発出し直した。

かかる是正の指示の再発出は、国自ら三月七日発出の是正の指示が法律要件を欠くものであったと認めたに等しい。一連の是正の指示をめぐる不誠実かつ杜撰な国の対応は、「辺野古が唯一の解決策として恥じない、安倍政権の強引な姿勢を如実に示している」と厳しく指弾する。

今や、私を含む圧倒的多数の沖縄県民が、辺野古新基地建設反対の新たな決意を固め、安倍政権による「構造的差別」といふべき沖縄への基地負担と犠牲の強要に強い怒りを表明している。

以下、質問する。

一 去る三月四日の辺野古代執行訴訟の和解条項第二項に従い、利害関係人たる沖縄防衛局長によって、行政不服審査法に基づく審査請求(平成二十七年十月十三日付沖防第四五一四号)及び執行停止申立て(同第四五一五号)が取り下げられ、埋立工事は直ちに中止されたと理解している。その証拠に、中谷元防衛大臣は、三月八日の衆議院安全保障委員会における私の質疑の中で、「現在、防衛省としては、埋立工事を中止するということを示したいとして、ボーリング調査など各種の現場の作業は現時点でとめている状況でございます(以下、中谷防衛大臣答弁という)と明らかにしている。

ところが、本日現在、ボーリング調査に係る作業に用いるスパット台船や大型台船(以下、作業用台船という)は、未だ米軍キャンプ・

シュワブ沿岸部に設定された「臨時制限区域」(以下、現場海域という)から撤去されていない。

① 和解条項の主旨に従えば、同条項第五項に定める「地方自治法第二百五十一条の五第一項第一号所定の是正の指示の取消訴訟の判決確定までボーリング調査をはじめ、辺野古新基地建設に係る工事は一切行ふべきではない」と考えるが、政府の見解を示されたい。

② 政府は、いつまでに作業用台船を撤去するつもりか、見解を示されたい。

③ 作業用台船を撤去せず、賃貸借(傭船)契約も合意解約することなく、当該業者からリースし続ける場合、国庫負担は膨大な金額に上り、税金の無駄遣いとの非難は免れないと考えるが、政府の見解を示されたい。

二 中谷防衛大臣答弁に反し、和解成立後も米軍キャンプ・シュワブゲート前(以下、ゲート前という)には、監視庁機動隊や沖縄防衛局が雇用契約した民間警備会社の警備員(以下、民間会社警備員という)らが常駐配備されている。

① 政府は、いつまでにゲート前から監視庁機動隊を撤収させるつもりか、見解を示されたい。

② 政府は、いつまでにゲート前から民間会社警備員を撤収させるつもりか、見解を示されたい。

③ ゲート前に監視庁機動隊や民間会社警備員を配備し続けることは、和解条項及び福岡高裁那覇支部が提示した本年一月二十九日付の和解勧告文の主旨に反するものと考えているが、政府の見解を示されたい。

三 中谷防衛大臣答弁に反し、和解成立後も現場海域には海上保安庁の巡視船及び巡視艇、エンジン付きゴムボート並びに沖縄防衛局の警戒船などが配備されたままであり、浮具(フロート)

や油防止膜、オイルフェンス、浮灯標(ブイ)、それらを固定するために設置したトンブロック(数十トン規模のコンクリートブロック)も撤去されていない。

① 政府は、いつまでに現場海域から海上保安庁の巡視船及び巡視艇、エンジン付きゴムボートを撤収させるつもりか、見解を示されたい。

② 政府は、いつまでに現場海域から沖縄防衛局の警戒船を撤収させるつもりか、見解を示されたい。

③ 政府は、いつまでに現場海域から浮具や油防止膜、浮灯標、それらを固定するために設置したトンブロックを撤去するつもりか、見解を示されたい。

④ 現場海域に海上保安庁の船舶やボート、沖縄防衛局の警戒船を配備し続け、浮具や油防止膜、浮灯標、それらを固定するために設置したトンブロックを放置し続けることは、和解条項及び福岡高裁那覇支部が提示した本年一月二十九日付の和解勧告文の主旨に反するものと考えているが、政府の見解を示されたい。

四 和解条項及び福岡高裁那覇支部が提示した本年一月二十九日付の和解勧告文の主旨に則り、沖縄防衛局長は、行政不服審査法に基づく農林水産大臣宛の審査請求(平成二十七年三月二十四日付沖防第一四六一号)並びに執行停止申立て(同第一四六二号)も取り下げろべきだと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九〇第二二〇号
平成二十八年四月一日
内閣総理大臣臨時代理 麻生 太郎
国 務 大 臣
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員照屋寛徳君提出辺野古代執行訴訟の和解にともなう工事中止等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員照屋寛徳君提出辺野古代執行訴訟の和解にともなう工事中止等に関する質問に対する答弁書

一及び三の②から④までについて
政府としては、和解内容を誠実に実行していくところであり、今後とも適切に対応していく考えである。

二の①について
警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第六十条第一項の規定による沖縄県公安委員会の援助の要求により派遣された監視庁の警察官の活動については、沖縄県公安委員会の管理の下で適切に行われているものと承知している。

二の②及び③について
防衛省としては、キャンプ・シュワブのゲート前における不測の事故等を防止し、現地の安全を確保する目的で、必要な自主警備を行っているところであり、今後とも適切に対応していく考えである。

三の①について
海上保安庁としては、海上の安全及び治安を確保するために、必要な巡視船等を配備しているところであり、今後とも適切に対応していく考えである。

四について
お尋ねの「和解条項及び福岡高裁那覇支部が提示した本年一月二十九日付の和解勧告文の主旨」の意味するところが必ずしも明らかではないが、防衛省としては、御指摘の審査請求の対象となっている停止指示の取扱いについて、沖縄県に確認し、適切に対応したい。

平成二十八年三月二十四日提出
質問 第二一一一 号

核燃料サイクルによる発電コストの試算に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

核燃料サイクルによる発電コストの試算に関する質問主意書

核燃料サイクルによる発電コストについて、疑義があるので、以下質問する。

一 政府は、これまでに核燃料サイクルによる発電コストを試算したことがあるか。具体的に示されたい。

二 これまでに核燃料サイクルによる発電コストを試算したことがあるとすれば、直近の試算結果とその積算内訳について具体的に示したうえで、電源構成における核燃料サイクルの位置づけについて政府の見解を示されたい。

内閣衆質一九〇第二一一号
平成二十八年四月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出核燃料サイクルによる発電コストの試算に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出核燃料サイクルによる発電コストの試算に関する質問に対する答弁書

一について

政府は、これまで、平成二十三年の原子力委員会原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会や、平成二十七年の総合資源エネルギー調査会基本政策分科会長期エネルギー需給見通し小委員会発電コスト検証ワーキンググループ

（以下「発電コスト検証ワーキンググループ」という。）等において、原子力発電の発電コストに占める核燃料サイクルに係る費用について試算を行っている。

二について

核燃料サイクルに係る費用についての直近の試算である発電コスト検証ワーキンググループの試算では、割引率を三パーセントとした場合、原子力発電の発電コストに占める核燃料サイクルに係る費用をキロワットアワー当たり一・五四円と試算しており、その内訳は、ウラン燃料に係る費用がキロワットアワー当たり〇・八八円、MOX燃料に係る費用がキロワットアワー当たり〇・〇七円、再処理等に係る費用がキロワットアワー当たり〇・五〇円、中間貯蔵等に係る費用がキロワットアワー当たり〇・〇五円、高レベル廃棄物処分に係る費用がキロワットアワー当たり〇・〇四円である。

また、お尋ねの「電源構成における核燃料サイクルの位置づけ」については、その意味するところが明らかではないが、経済産業省において平成二十七年に「長期エネルギー需給見通し」を決定するに当たっては、核燃料サイクルに係る費用も含めた原子力発電の発電コストを考慮している。

平成二十八年三月二十四日提出
質問 第二一一二 号

消費者庁の地方移転に関する質問主意書

提出者 大西 健介

消費者庁の地方移転に関する質問主意書

三月十七日、政府機関の地方移転の課題を検証するために、徳島県神山町で行われていた消費者庁による「お試し勤務」、検証実験が終了した。今後、七月には、規模を拡大して、徳島県庁で業務を行う実験をし、八月末までに移転の是非を最終判断するとしている。

そこで、以下、質問する。

一 週刊新潮（平成二十八年三月十日号）によれば、河野大臣は、徳島県では、例外的に、月曜日発売の「少年ジャンプ」が二日前の土曜日に買えることをもって、徳島県は消費者の意識が高いと主張しているとのことである。しかし、出版取次協会によれば、徳島県には、月曜日発売の漫画誌が輸送の関係で土曜日に届き、届いた時点で販売できるというルールになっているため、たまたまそうなっているだけで、消費者の意識とは関係ないとのことである。従って、徳島県で月曜日発売の「少年ジャンプ」が土曜日に買えることを消費者意識の高さの証左として、消費者庁の徳島県移転の根拠の一つとする大臣の発言は誤りではないか。発言を訂正すべきではないか。

二 菅官房長官は、今回の試験移転について、「試行してみても、だめであれば止めればよい。いろんな試行をすることはいいことだと評価したとのことだが、仮に、実証実験の結果、移転しないことになった場合に、試行にかかった費用はどうなるのか。無駄づかいになるのではないか。右質問する。

内閣衆質一九〇第二一二号
平成二十八年四月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員大西健介君提出消費者庁の地方移転に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員大西健介君提出消費者庁の地方移転に関する質問に対する答弁書

一について

河野内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）が御指摘のような発言をした事実はない。

二について

徳島県における試行は、徳島県からの消費者庁、消費者委員会及び独立行政法人国民生活センターの徳島県への移転の提案について、内閣官房が平成二十七年十二月十八日に公表した「政府関係機関の地方移転に係る対応方針」に沿って、徳島県への移転によって消費者庁の機能の維持及び向上が期待できるか等の観点から十分検討するために、ICTの活用等により実際に徳島県において業務を行うことで、東京にある場合との比較検証等を行い課題を抽出する必要があることから行っているものである。このような試行は、「政府関係機関移転基本方針」（平成二十八年三月二十二日まち・ひと・しごと創生本部決定）において国の機関としての機能発揮の検証を行うこととしていることにも沿うものであり、そのために要した費用は、御指摘のような「無駄づかいになる」というものではないと考える。

総合法律支援法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十七年三月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

総合法律支援法の一部を改正する法律

総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「乏しい者」の下に「その他の法による紛争の解決に必要なサービスの提供を求めることに困難がある者」を、「同じ。」の下に「及び行政不服申立手続（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）による不服申立ての手続をいう。第三十条第一項第二号において同じ。）を加え、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第七条中「第三十条第一項第七号」を「第三十条第一項第十号」に改める。

第三十条第一項第二号中「民事裁判等手続において」を「民事裁判等手続又は行政不服申立手続において」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める手続の準備及び追行(民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む)のため代理人に支払うべき報酬及びその代理人が行う事務の処理に必要な実費の立替えをすること。

(1) 認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある国民等(以下この項において「特定援助対象者」という。)を援助する場合 民事裁判等手続又は当該特定援助対象者が自立した生活を営むために必要とする公的給付に係る行政不服申立手続

(2) 特定援助対象者以外の国民等を援助する場合 民事裁判等手続

第三十条第一項第二号ハ中「民事裁判等手続」の下に「(特定援助対象者を援助する場合にあつては、イ(1)に定める手続)」を加え、同号ホ中「法律相談」という。「を、」を除く。の下に「次号及び第四号において同じ」を加え、同項中第九号を第十二号とし、第三号から第八号までを三号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の三号を加える。

三 特定援助対象者であつて、近隣に居住する親族がいなことその他の理由により、弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者のサービスの提供を自発的に求めることが期待できないものを援助するため、自立した日常生活及び社会生活を営むに当たり必要な法律相談を実施すること。

四 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、

その被災地において法律相談を円滑に実施することが特に必要と認められるものとして政令で指定するものが発生した日において、民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるものに住所、居所、営業所又は事務所を有していた国民等を援助するため、同日から起算して一年を超えない範囲内において総合法律支援の実施体制その他の当該被災地の実情を勘案して政令で定める期間に限り、その生活の再建に当たり必要な法律相談を実施すること。

五 特定侵害行為(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)第二条第一項に規定するつきまとい等、児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条に規定する児童虐待又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第一条第一項に規定する配偶者からの暴力をいう。以下この号において同じ。)を現に受けている疑いがあると認められる者を援助するため、特定侵害行為による被害の防止に關して必要な法律相談を実施すること。

第三十一条中「第二号、第四号及び第五号」を「から第五号まで、第七号及び第八号」に改める。第三十二条第一項中「及び第三号」を「から第六号まで」に改め、同条第三項中「第四号及び第五号」を「第七号及び第八号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(支援センターの職員である弁護士の資質の向上等)

第三十二条の二 支援センターは、支援センターの職員のうち、他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士につき、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに隣接法律専門職者団体との連携の下、地域の関係機関との連絡調整その他の当該弁護士の職務の円滑な遂行に

必要な措置を講ずるとともに、研修その他の方法による資質の向上に努めるものとする。

第三十四条第二項第一号中「の業務及びこれに」を「から第四号までの業務及びこれらに」に、「同号イ」を「同項第二号イ」に、「並びに同号ロ」を「同号ロ」に改め、「支払に關する事項」の下に「並びに同項第三号の業務の実施に係る援助を受けた者の費用の負担に關する事項」を加え、「同号ロ」を「同項第二号ロ」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「第三十条第一項第六号」を「第三十条第一項第九号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第三十条第一項第三号」を「第三十条第一項第六号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第三十条第一項第五号の業務及びこれに附帯する業務に關し、これらの業務の実施に係る援助の申込みに關する事項及び当該援助を受けた者の費用の負担に關する事項

第三十六条第一項及び第三十七条中「第三十条第一項第三号」を「第三十条第一項第六号」に改める。第四十三条第一号中「第三十条第一項第三号及び第六号」を「第三十条第一項第六号及び第九号」に改める。第四十六条第一項中「同条第一項第三号及び第六号」を「同条第一項第六号及び第九号」に改め、同条第二項中「第三十条第一項第三号及び第六号」を「第三十条第一項第六号及び第九号」に改める。

附 則

(施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に關する経過措置) 2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(旧東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に關する法律の一部改正)

3 旧東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に關する法律(平成二十四年法律第六号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項の表第三十四条第二項第五号の項中「第三十四条第二項第五号」を「第三十四条第二項第六号」に改める。

理 由

法的援助を要する者の多様化により的確に対応するため、日本司法支援センターの業務として、認知機能が十分でない者及び大規模な災害の被災者等を援助する業務を追加する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

総合法律支援法の一部を改正する法律案(内閣提出、第百八十九回国会開法第五七号)に關する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、法的援助を要する者の多様化に、よりの確に対応するため、日本司法支援センターの業務につき、認知機能が十分でない者、大規模災害の被災者及びストーカー等被害者に対する法律相談援助の充実等を図る等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある者(以下「特定援助対象者」という。)の法的支援制度の充実

(一) 特定援助対象者であつて、近隣に居住する親族がいなこと等の理由により弁護士等のサービスの提供を自発的に求めること

が期待できないものに対し、資力を問わない法律相談を行うこと。

(二) 民事裁判等手続に限定されている弁護士費用の立替え等の対象行為を、特定援助対象者の場合には、一定の行政不服申立手続まで拡大すること。

2 大規模災害の被災者の法的支援制度の創設
大規模災害の被災者に対し、資力を問わない無料法律相談を行うこと。

3 ストーカー等被害者の法的支援制度の創設
特定侵害行為(ストーカー行為等の規制等に関する法律第二条第一項に規定するつきまとい等、児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力をいう。)を現に受けている疑いがあると認められる者に対し、資力を問わず、特定侵害行為による被害の防止に関して必要な法律相談を行うこと。

4 日本司法支援センターの責務の明確化
日本司法支援センターの職員である弁護士の実質の向上等に関する同センターの責務を明確化すること。

5 施行期日
この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

本案は、法的援助を要する者の多様化に、よりの確に対応するため、日本司法支援センターの業務につき、認知機能が十分でない者、大規模災害の被災者及びストーカー等被害者に対する法律相談援助の充実等を図る等の措置を講じようとするもので、その措置は妥当なものと認めるが、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関

する法律の有効期限が延長されたことに伴い、技術的な修正を加える必要があると認め、別紙のとおり、これを修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成二十八年四月一日

法務委員長 葉梨 康弘
衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

(小字及び―は修正)

附 則

(旧東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部改正)

3 旧東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律(平成二十四年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第五号
附則第三条第二項の表第三十四条第二項第五号の項中「第三十四条第二項第五号」を「第三十四条第二項第六号」に改める。

(別紙)

総合法律支援法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び日本司法支援センターは、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 司法アクセス障害を有する高齢者・障害者に対する法的支援の重要性及び必要性に鑑み、特定援助対象者に対する資力を問わない法律相談援助の実施に当たっては、その趣旨を没却することがないよう、その対象者の該当性を判断するとともに、費用負担を求める基準及びその負担額を定めるに当たっては、利用者がちゅうちよすることのないようにすること。

二 特定援助対象者の司法アクセス障害が真に改善されるよう、特定援助対象者への代理援助等の対象となつた「自立した生活を営むために必要とする公的給付に係る行政不服申立手続」の範囲については、柔軟に解釈するとともに、代理援助等の対象とする手続を、行政機関への申請行為にも拡大することを引き続き検討すること。

三 福祉機関等や弁護士等による総合的な高齢者・障害者への生活支援の実施の必要性に鑑み、福祉機関等と弁護士等との連携活動の促進のため、地方公共団体への協力要請等、必要な措置を講ずること。

四 国民の生命、身体、性的自由等の重大な法益を守り、安心・安全な生活を提供するという国の責務に鑑み、特定侵害行為の被害者に対する資力を問わない法律相談の実施に当たっては、その趣旨を没却することがないよう、その対象者の該当性を判断するとともに、費用負担を求める基準及びその負担額を定めるに当たっては、利用者がちゅうちよすることのないようにすること。

五 国として、真に援助が必要な犯罪被害者に対し適切な援助を行うことにより、その生命、身体が危険にさらされないよう、捜査機関との調整、民間支援機関・行政機関との交渉等の場面における弁護士費用の援助及び未成年者である犯罪被害者への費用償還を要しない援助の必要性について引き続き検討すること。

六 本法に基づく政令によるいわゆる激甚災害の指定に際しては、その趣旨を没却することがないよう留意するとともに、政令で定める期間を超えて被災者の法的ニーズに應える必要がある場合には、法律相談援助以外の法的援助を含めた立法措置を講ずるよう努めること。

七 日本司法支援センターが国民の多様な法的ニーズに迅速かつ適正に対応することができる

よう、十全な財政措置を含む必要な措置を講ずるよう努めること。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 二番五号 独立行政法人国立印刷局	東京都港区虎ノ門二丁目
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部 二二八円 一〇円